

自治研 麻 かながわ

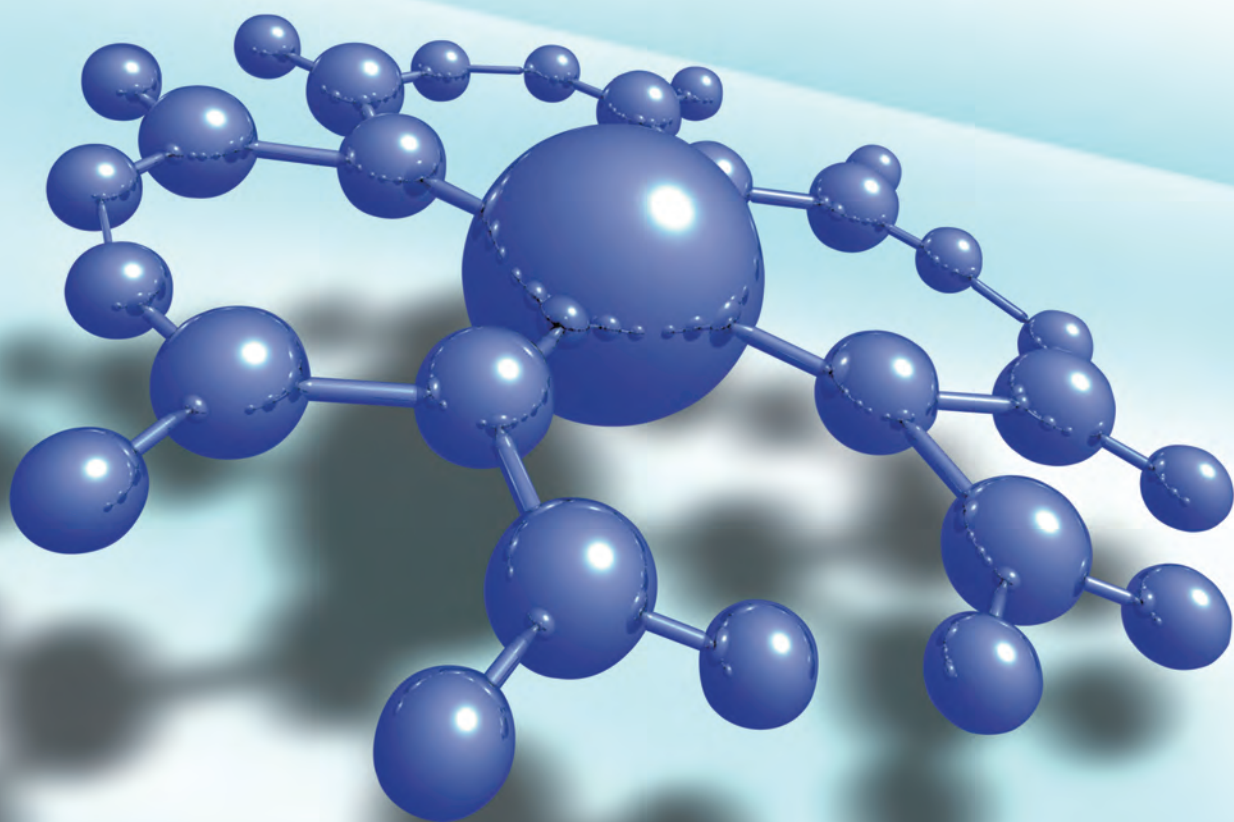
2020 **12** No.187
(通算 251号)

CONTENTS

巻頭言 一国の総理が「自助・共助・公助」を語る意味を問う
—「地方の時代」は終わらない

神奈川県内自治体の議会改革と
コロナ禍対応が投げかける課題
—「神奈川県自治体議会の運営に関する実態調査2020」調査結果から—
東京都立大学都市環境学部准教授 長野 基 …… 1

自治体議会運営実態調査2020結果報告会を開催
—県内自治体における議会改革と新型コロナ対応の状況を共有、意見交換—
編集部 …… 12



公益 神奈川
社団 県地方自治研究センター

菅義偉氏は9月14日、自民党新総裁に選出された直後の挨拶で、目指す社会像として「自助・共助・公助」を掲げ、「まずは、自分でできることは自分でやってみる。そして、地域や家族で助け合う。その上で、政府がセーフティーネットで守る」と語った。横浜市議員から衆議院議員となり、総務大臣を経験して総理大臣となった菅氏が「自助・共助・公助」を語るとなれば、当然「補完性の原理」を踏まえての民主主義的政治哲学が披露されると期待されたのだが、残念ながらそうはならなかった。

日本国憲法前文において、主権は国民に存することが宣言されており、国政は国民の厳粛な信託によるものであることが明記されていることは、総理ならずとも、小学生でも知っていることであろう。かつ、曲がりなりにも中央集権システムの制度疲労を克服するために地方分権改革を推進してきた国の総理であるならば、国民主権と国民による信託を「自助・共助・公助」と結び付け、「補完性の原理」について言及してしかるべきであろう。

財源・権限を持っている市民が、自分でできることは自分で解決するというのは、いまさら公僕にすぎない総理に言われるまでもないことである。自分でできなければ家族で、家族でできなければ、隣近所で協力して解決する。隣近所で解決できなければ、NPOや企業を作って解決する。それでも解決できない地域課題は、最も身近な政府である市町村に財源・権限を信託し、代表者を選んで市民の活動をサポートさせて解決する。それでも解決できない広域的な課題は、都道府県という広域的な政府に財源・権限を信託し、代表者を選んで市町村をサポートさせて解決する。さらに、それでも解決できない全国的な課題は、国という中央政府に財源・権限を信託し、代表者を選んで地方政府をサポートさせて解決する。政府を株式会社に例えれば、主権者である市民は株主であって、市町村長、都道府県知事、総理は雇われ経営者（公僕）に過ぎない。

したがって、市民によるいずれの段階の政府への財源・権限の信託も、決して白紙委任ではない。代表者が権力を行使する際には主権者である市民の合意が必要である。その合意は、数年に一度の選挙によるものに留まらない。市民の様々な形による日常的な政治への参画が必須となる。その中には、市民による政府の政策に対する批判も当然含まれる。市民による政府信託を厳粛に受けとめ、パブリック・サーバント（公僕）であることを自覚している政治家であるならば、どのような批判も真摯に受けとめ、自らの政策に活かしたり、十分に情報公開をしたうえで説明責任を果たしたりするのはごく当たり前のことである。

安倍晋三前総理のように、街頭演説の際に市民から野次られたとしても「こんな人たちに負けるわけにはいかない」と指を差して息巻いたり、ましてや総理に忖度した警察が野次っただけの市民を無理矢理排除したりするようなことは、民主主義国ではあってはならない。これとは対比的に、米国の大統領選の勝利が確実となったジョー・バイデン氏は11月8日の勝利宣言演説の中で次の様に語った。「皆さん、私は誇り高い民主党員です。けれども、アメリカの大統領として国を治めます。私に投票しなかった皆さんのためにも、私に投票してくれた皆さんのためにするのと同じように、精いっぱい働きます。アメリカの中で互いを悪魔に見立てるような嫌な時代は、今ここで終わりにしましょう」と。また、バイデン氏の演説に先立って米国のカマラ・ハリス上院議員は、民主主義を「当然のものとして受け止めてはなりません。民主主義を守るためには、苦しい闘いがあります。犠牲を払います。喜びもあります。進歩もあります。なぜならば、私たちには、より良い未来をつくり出す力があるからです」と語り、民主主義は市民の不断の努力によって勝ち取るべきものであることを再確認した。

特定秘密保護法や安保法制等を強行採決したり、「モリ・カケ・桜」問題等を公文書の隠蔽・改竄・廃棄によって有耶無耶化したりして、「由らしむべし、知らしむべからず」という戦前回帰の政治手法と専制政治志向を安倍政権から継承した菅総理に対して、そしてコロナ禍等に際して大迷走している中央政府の政策に対して、私たち市民は地方政府レベルで声を上げ、中央政府の誤りを正していく闘いを継続していかなければならない。「地方の時代」、「地方から国を変える」時代はまだまだ終わっていない。

【寄稿】

神奈川県内自治体の議会改革とコロナ禍対応が投げかける課題

—「神奈川県自治体議会の運営に関する実態調査 2020」調査結果から—

東京都立大学都市環境学部准教授 長野 基

【概要】「神奈川県自治体議会の運営に関する実態調査 2020」を通じて県内自治体議会では、①議会と市民との対話の場の実施（市民参加）、②議員個人の議案賛否の公開（情報公開）などで全国水準を上回る一方、③首長議案に対する議員間討議は全国水準とほぼ同じであることが明らかになった。この「討議する議会」という「文化」の形成の重要性はコロナ禍対応における議会の選択の分析からも課題として示唆された。

1. はじめに

「神奈川県自治体議会の運営に関する実態調査 2020」（以下、2020 調査と略記）は民間団体の立場から自治体議会改革への調査・政策提言・ネットワークキング活動を行ってきた「自治体議会改革フォーラム」〔呼びかけ人代表：廣瀬克哉（法政大学法学部教授）〕が法政大学ボアソナード記念現代法研究所自治体議会プロジェクトと協働して行ってきた「全国自治体議会の運営に関する実態調査」（2008～2017 年実施。以下、全国調査と略記）¹⁾の定点観測項目を引き継ぐと共に 2020 年上半期のコロナ禍への県内自治体議会の対応を問うものとして設計された。

同「全国調査」では、①議会改革の体制、②討議のあり方、③議会への市民の参加、④公開・説明責任、⑤政策提案・立法活動、⑥特色ある議会改革の取り組み（⑥は各年のトピックに応じて変更されている）の構成で調査設問が設定され、民間団体による調査であるものの各年調査とも 80%以上の自治体からの調査回答を得て分析が行われている（表 1）。

1990 年代末からの地方分権改革の中で自治体議会がおかれる法制度環境は大きく変わってきた。①議員定数への規制廃止や参考人招致を本会議で行うことを可能とする制度改正等を通じた組織編成と審議手続きの「自由化」、②法定受託事務の議決対象化や議長への臨時会招集権付与などを通じた「権限拡大」（政策決定領域と首長への統制権限拡大）である（長野 2017）。こうした環境変化の中であって、自治体議会の活動はどのように変化してきたのだろうか。

本稿では自治体議会改革フォーラム「全国調査」の定点観測データ（長野 2018）から見る全国の自治体議会改革の動向を参照しつつ、神奈川県内自治体の議会改革の現在を確認する。そして、コロナ禍で生じた「一般質問の中止」の事態が投げかける自治体議会の課題を考えてゆく。

2. 神奈川県内自治体における議会改革の進展（2011 年—2019 年）

本章では 2019 年（統一地方選挙年）²⁾の活

表 1：自治体議会改革フォーラム全国調査

調査名	調査対象期間	調査実施時期	対象自治体					回答数	回収率	
			都道府県	政令市	特別区	市	町村			
2008 調査	2007 年 1 月 1 日～12 月 31 日	2008 年 4 月～5 月	1858	47	17	23	684	1005	1517	81.6%
2009 調査	2008 年 1 月 1 日～12 月 31 日	2009 年 1 月～2 月	1851	47	17	23	766	998	1510	81.6%
2010 調査	2009 年 1 月 1 日～12 月 31 日	2010 年 1 月～3 月	1831	47	18	23	765	978	1527	83.4%
2011 調査	2010 年 1 月 1 日～12 月 31 日	2011 年 1 月～2 月	1797	47	19	23	767	941	1692	94.2%
2012 調査	2011 年 1 月 1 日～12 月 31 日	2012 年 1 月～3 月	1789	47	19	23	768	932	1496	83.6%
2013 調査	2012 年 1 月 1 日～12 月 31 日	2013 年 1 月～3 月	1789	47	20	23	769	930	1566	87.5%
2014 調査	2013 年 1 月 1 日～12 月 31 日	2014 年 1 月～3 月	1789	47	20	23	770	929	1583	88.5%
2015 調査	2014 年 1 月 1 日～12 月 31 日	2015 年 1 月～3 月	1788	47	20	23	770	928	1557	87.1%
2016 調査	2015 年 1 月 1 日～12 月 31 日	2016 年 1 月～3 月	1788	47	20	23	770	928	1553	86.9%
2017 調査	2016 年 1 月 1 日～12 月 31 日	2017 年 1 月～3 月	1788	47	20	23	771	927	1485	83.1%

出所：長野（2018）

動を対象とした 2020 調査を相模原市が政令市に移行（2010 年 4 月）し、調査基準が整った

三重県議会基本条例に始まる議会基本条例は 15 年間で過半数を超える議会へと広がった。

2011 年（統一地方選挙年）の活動を対象にした 2012 調査と比較する。そして、全国動向と照らし合わせることで神奈川県内自治体（県議会を含む）の議会改革の到達点を確認する（表 2）。

表 2：神奈川県内自治体議会の議会改革の進展

	調査項目	2012 調査	2016 調査	2020 調査
		(2011 年の状況)	(2015 年の状況)	(2019 年の状況)
議会改革の体制	議会基本条例の制定	11 32.4%	24 72.7%	27 79.4%
	議長選での所信表明の実施	12 35.3%	20 60.6%	18 52.9%
討議のあり方	一問一答制の導入（選択可）	24 70.6%	28 84.8%	27 79.4%
	首長提出議案への議員間討議（対象年に実績あり）	3 8.8%	12 36.4%	9 26.5%
議会の市民参加	陳情請願代表者の説明機会（対象年に実績あり）	12 35.3%	16 48.5%	18 52.9%
	市民との対話の場（対象年に実績あり）	12 35.3%	22 66.7%	24 70.6%
公開・説明責任	議員個人別議案賛否の公開（全ての議案または重要議案）	17 50.0%	25 75.8%	27 79.4%
	議案に対する賛否は個人・会派別も公開していない	5 14.7%	1 3.0%	0 0.0%
政策提案・立法活動	議員提案政策条例の可決（対象年に実績あり）	5 14.7%	3 9.1%	2 5.9%
	議員提案政策条例に対する点検・見直し（実施経験あり・実施中）	/		5 14.7%
	事業・施策・計画の評価・点検（対象年に実績あり）	1 2.9%	2 6.1%	5 14.7%

備考：2012 調査・2016 調査は全国調査より神奈川県内自治体議会（県議会を含む）のデータを抽出して作成した³⁾。

出所：筆者作成

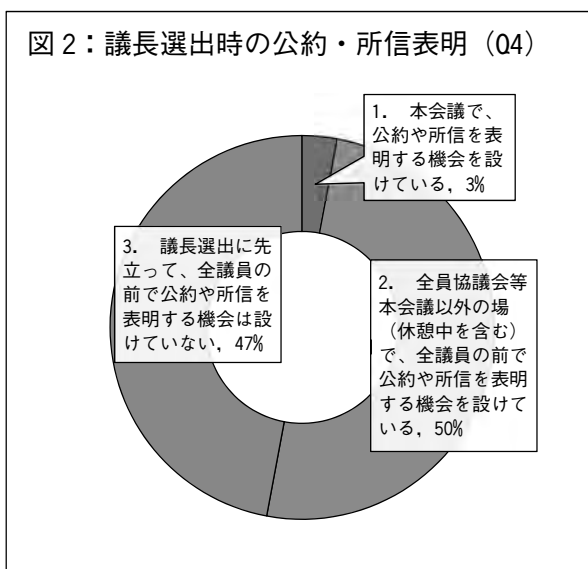
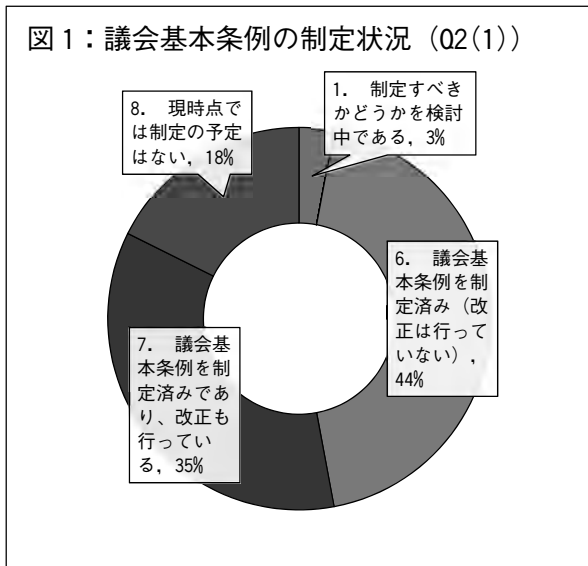
(1) 領域別にみる議会改革の状況

①議会改革の体制

2000 年代の議会改革において制度面での最大の変化は議会基本条例の登場であったといえよう。全国で 888 条例（2019 年 4 月時点。全 1718 自治体に占める割合：51.7%）が制定されている。2006 年の北海道栗山町議会基本条例・

神奈川県でも 2011 年から 2019 年の 2 期 8 年の間で議会基本条例は県内自治体に広く普及した。特に 2011 年から 2015 年の間で制定が相次ぎ、2019 年末時点で県内の約 8 割の自治体議会で制定されるに至る（図 1）⁴。これは全国水準を大きく上回るものである。

また、議会のリーダーである議長の選出に当たって自らの所信を全議員の前で表明する機会を設ける議会も過半数を超えた（図 2）。こうした取り組みも議会としての方向性を対外的に発信するものとなろう。



②討議のあり方

議会の政策審議を“割かれる時間”から見れば議員による「執行部側への質問」が中心的な活動である。2000 年代にまずもって普及した「討議の改革」は一問一答方式の導入であった。全国調査では本会議での一般質問・代表質問における一問一答方式を「導入（選択可）」と回答する議会の割合は 2007 調査（42.5%：2006 年の活動を対象）から 2017 調査（82.8%：2016 年の活動を対象）へと、ほぼ 2 倍の水準へ拡大している。

同時に「議員間の討議（自由討議）」が活発に行われること」も目指すべき姿として各地の議会基本条例で書き込まれている。「執行部側への質問」で“答弁を引き出す”－これは行政部門側を監視する意味で非常に重要なことである－だけではなく、議員間の討論を経て議会としての意思を形成するという理念に依拠する改革の唱道である。

「議員間の討議」の実施状況を調査対象とする 1 年間で“本会議または委員会でも首長提出議案の審査を行う際に「議員間の討議（自由討議）」を実施したか否か”の実績からみると、全国調査（2017 調査）では 22.1%の議会より何らかの形での実施が報告された。2010 調査（13.5%：2009 年の活動を対象）との比較では約 1.6 倍の水準へと増加してきている。

2020 調査から神奈川県内の状態を見ると、首長提出議案に本会議または委員会で「議員間の討議（自由討議）」を 2019 年中に実施した議会は全体の 4 分の 1 強となっている（図 3）。2011 年中の状況からは約 3 倍の拡大である。水準は年ごとに上下はあるものの着実に前進の傾向といえる。

また、議案審議で一問一答制を選択可能とする議会は 2011 年末時点で 7 割を超えているが、これは全国水準とほぼ同じであった（図 4）。

図3：議員間討議の実施状況 (Q9)

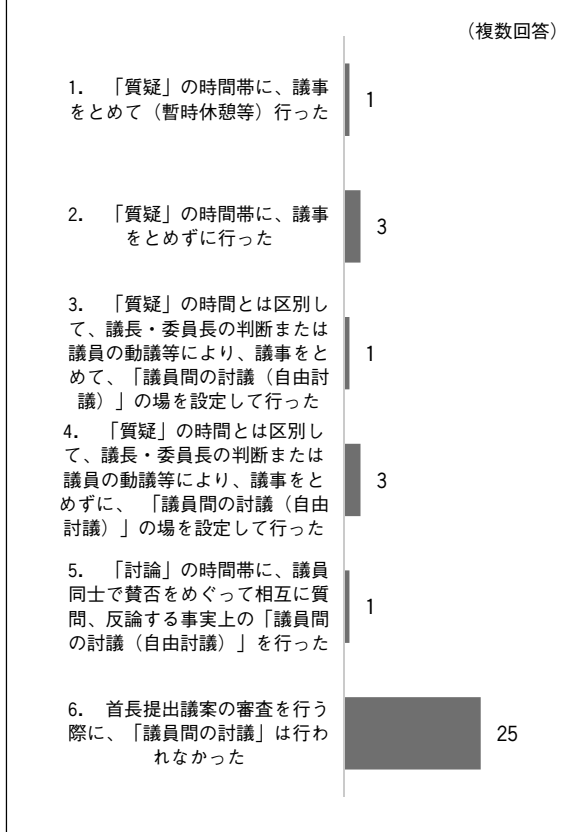
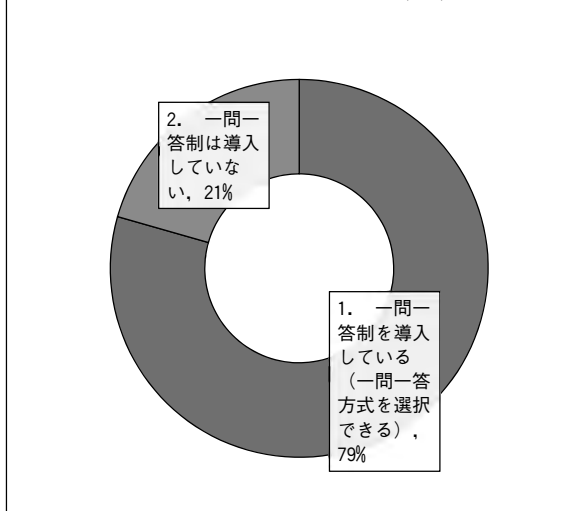


図4：一問一答制の導入状況 (Q6)



③議会への市民参加

地方自治法が定める基本的な市民参加方式のひとつが陳情・請願である。全国調査（2017 調査）において 2016 年の 1 年間で本会議・委員会等において「請願または陳情の提出者として市民が直接説明する（趣旨や意見

を述べる）機会があった」議会は 27.1%であった。

これに対して、2017 調査では 2016 年中に議会・委員会の主催による意見交換会・懇談会・議会報告会など、何らかの方法での「市民との対話の場」が設けられたことが 53.1%の議会より報告された。2017 調査の結果は 2008 調査（8.6%）の 6 倍以上となる水準である。これら議会報告会などの地方自治法で必ずしも想定されているわけではない新しい市民参加方式の拡大は 2000 年代議会改革の大きな特徴といえる。

神奈川県内においても「議会報告会」など地方自治法に基づくものではない「市民との対話の場」を実施する議会が 2020 調査で 70.6%と多数派を占めるようになったことが 2011 年から 2019 年の間での顕著な変化と言えよう（図5）。神奈川県内での普及は全国の傾向を上回る伸び方である。また、地方自治法に基づく陳情・請願を行う市民に議場で説明機会を設ける議会も過半数へ拡大している（図6）。これも全国水準を上回るものである。

なお、北海道栗山町議会「議会モニター」制度や長野県飯綱町議会「政策サポーター」制度に代表される「議会モニター・サポーター」制度の導入も、近年の議会への新しい市民参加方式を象徴するものである。全国調査（2017 調査）では 3.8%の議会より、何らかの形での「議会モニター・サポーター」制度導入が報告された。神奈川県内でも県内自治体の 1 割（3 議会）であるが議会モニター・サポーター制度を導入する議会が登場してきている。2015 年から 2019 年の観察対象後半期の重要な変化といえる。

図5：議会報告会等の開催（Q13(1)）

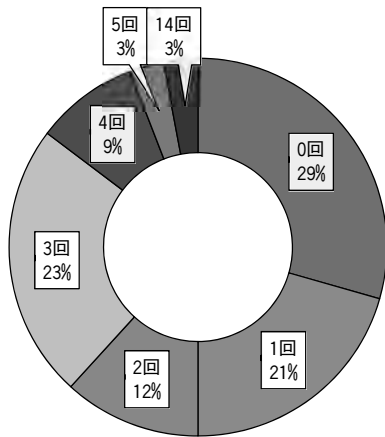
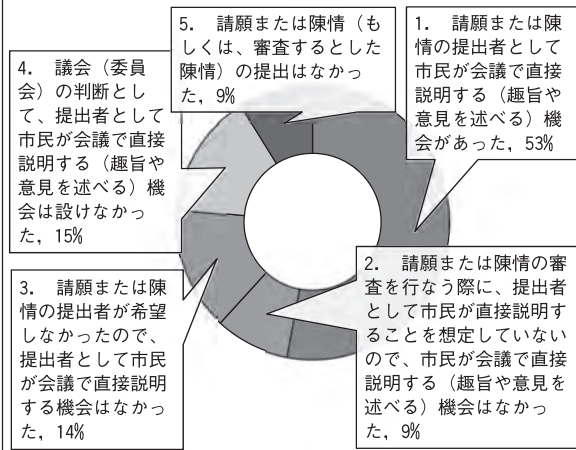


図6：請願・陳情の提出者としての市民説明の機会（Q10(2)）



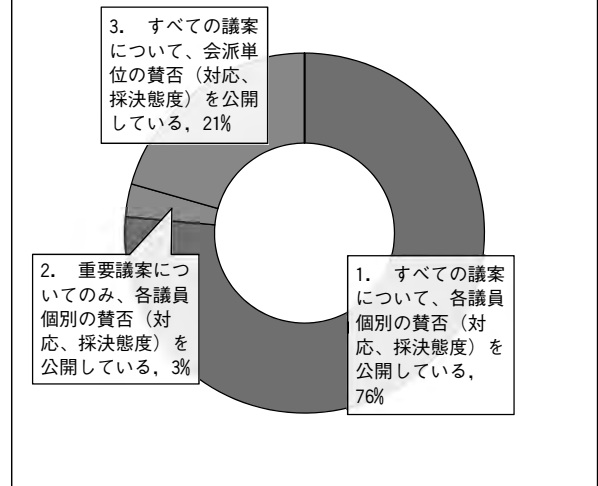
④公開・説明責任

議案に対する議員の賛否の公開は「議会としての説明責任」の前提ともいえる。そこで「起立または挙手などによる表決を行った議案に対する賛否（議員個人または会派単位での対応・採決態度）を議会報や議会ホームページで公開しているか否か」を見ると、全国調査（2017 調査）では「議案に対する賛否（対応、採決態度）公開」を実施と回答した議会は 68.6%であった。中でも、「すべての議案について、各議員個別の賛否を公開」する方式が拡大しており、2017 調査では 57.4%から

報告された。2008 調査（3.8%）から実に 15 倍の水準への拡大であった。

神奈川県内においても議員個人の議案賛否の公開を行う議会は全体の 8 割の水準となった（図 7）。これは全国の動向と歩みを同じにするものである。同時に、議員個人の議案賛否を公開しない議会が 2012 調査時点では全体の約 15%を占めていたものが 2020 調査では解消された。議会の情報公開のインフラともいえる議案賛否の公開が整ったことも成果と言えよう。

図7：議案に対する賛否の公開（Q20）

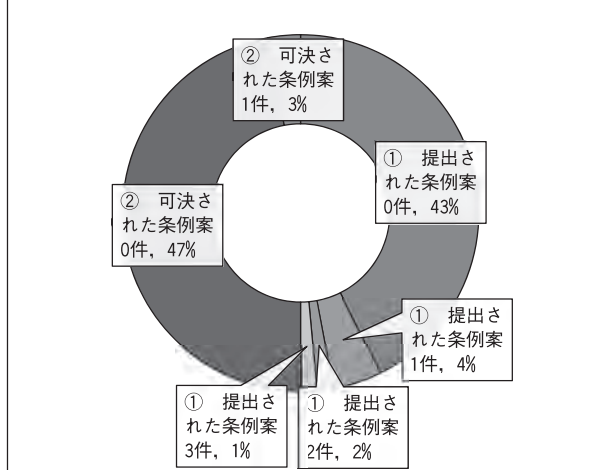


⑤政策提案・立法活動

議員または委員会による“政策的な条例”（議会や議員にかかわるもの以外の政策的な行政関係条例）の立法活動を全国調査からみると、全国調査の 2009 調査では当該 1 年間に議員提案条例案（1 件以上）の「提出」があった自治体議会は 8.0%であり、「可決」（1 件以上）が経験されたのは 3.7%であった。それが 2015 調査では「提出あり」が 10.8%、「可決あり」が 8.0%となり、2017 調査では「提出」は 8.2%の自治体議会で行われ、6.2%の議会で「可決」が経験されていた。このように調査年で上下はあるが、全体としては漸増傾向が観察される。

こうした動向に対して神奈川県内では、調査対象の1年間で議員提案政策条例の「可決」があった議会が2012調査では14.7%、2020調査では5.9%であった(図8)。当該1年間に議員提案政策条例制定を実現した議会の割合は概ね全国水準といえる。ただし、議員提案での政策条例制定には、詳細な立法事実の検討や議会内での合意形成、そして、執行を担う首長部局との調整など、一連の過程に多大な時間を要するものであり、毎年実施できるものとは言えない。よって、この水準の是非については一定の留保を要する。

図8：議員または委員会提出の条例案件数 (Q23(1))



なお、「議会としての政策のPDCAサイクル」を回してゆくことも改革論として重要な項目と言えるが、全国調査(2017調査)では「議会が立案・制定した政策条例への点検・見直し」の実施経験を持つ議会は4.2%にとどまっていた。これに対し、神奈川県内では、議会が立案・制定した議員提案政策条例を議会自身が自ら「点検・見直し」を図る取り組み(図9)や、議会として自治体事業・施策・計画の評価を行う取り組み(図10)に拡大の兆しが見える結果となった。2020調査では両者ともに全体の15%の議会で実施されている。

図9：政策条例の点検・見直し (Q23(2))

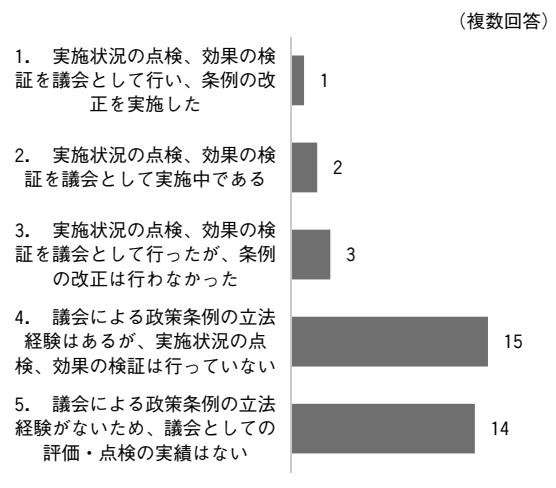
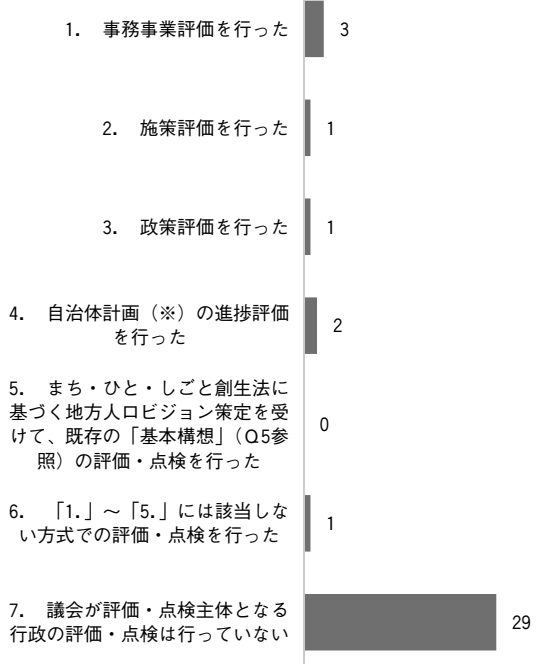


図10：事業・施策・計画の評価・点検 (Q27)



(2) 神奈川の自治体議会改革の到達点

神奈川県内自治体議会で行われている、ア)議会として「市民との対話の場」を行うこと、イ)最も基本的な情報公開として議員個人の議案賛否を公開すること、ウ)議会基本条例を制定して「議会のガバナンス」向上を図ること、の3点は全国水準を上回るものであり、“神奈川では当たり前”になったとい

える。自治体議会間での「相互参照」（伊藤2006）と競争の好循環が発生していることが伺える。

一方、エ）首長議案に対して議員間討議を実施すること、オ）議員提案政策条例を制定して自治体政策を導くこと、の2点は全国水準とほぼ同じにある。決して“遅れを取っている”わけではないが、これらを高めてゆく地道な改善努力が期待される場所である。

【議会の危機対応】

東日本大震災（2011年3月）発災年の議会活動を調査した2012調査では「近年の新型インフルエンザ対策や東日本大震災への対応等、予想される（または発生した）大規模な災害への対応として、議会として実施している内容はどのようなものですか」と議会の危機対応を問う設問が設けられた。2012調査での神奈川県内自治体の回答は以下の通りであった。

①会議場所の変更などを定めた議会としての「事業継続計画」（BCP）を策定している議会

……「0議会（0.0%）」

②避難所への見回り・情報収集分担などを定めた議員行動マニュアル（申し合わせ事項）を策定している議会

……「5議会（14.7%）」

それが2020調査では横浜市、横須賀市、鎌倉市、厚木市、二宮町の5自治体（14.7%）より議会独自の業務継続計画（BCP）策定が報告されている（23頁参照）。全体に占める割合は低いものではあるが重要な一歩が踏み出されていると言えよう。

3. 「一般質問の中止」から考える自治体議会の行動選択

(1) 「一般質問の中止」への注目

2020年上半期、コロナ禍の中、議会活動には様々な制約が加えられた。市民の傍聴制限や議員の一般質問の中止が顕著なものである（22～23頁参照）。2020調査結果では、3月議会で本会議の傍聴を「1. 議場傍聴席への入場制限は行わなかった（2019年中と同じく傍聴可能とした）」議会は70.6% [24議会]（図11）、委員会の傍聴を「1. 委員会傍聴席への入場制限は行わなかった（2019年中と同じく傍聴可能とした）」議会は61.8% [21議会]（図12）であった。即ち、約30%の議会で本会議の傍聴に、そして、約40%の議会で委員会の傍聴に制約が加えられたのであった。

図11：本会議の傍聴（029(2)②：3月議会）

（複数回答）

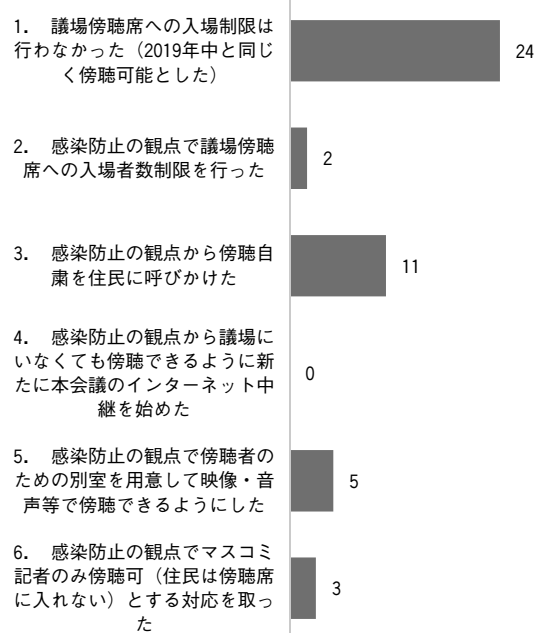


図12：委員会の傍聴（Q29(2)③：3月議会）

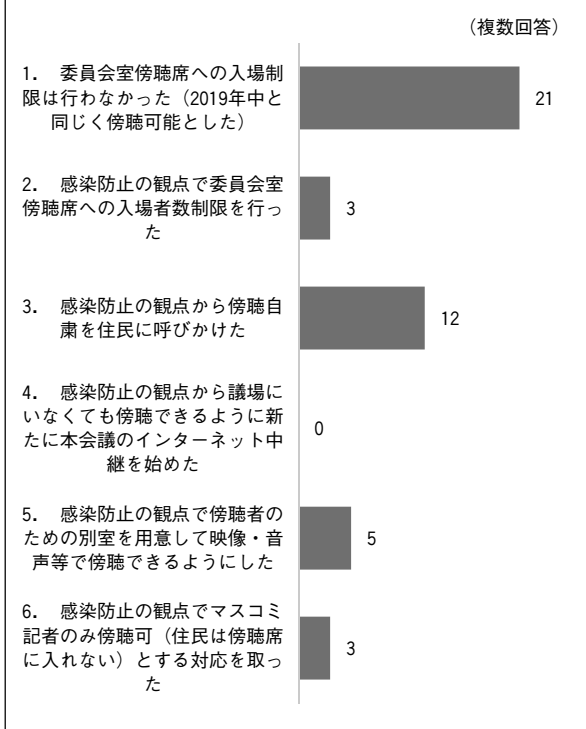
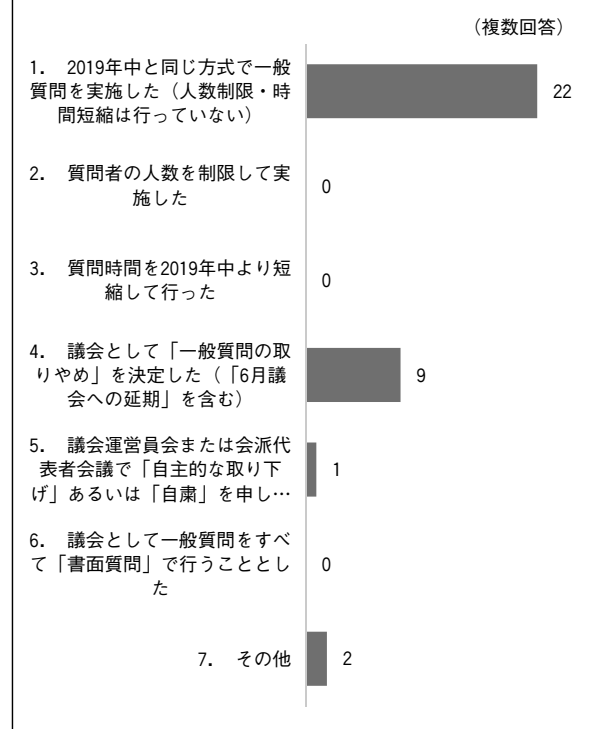


図13：一般質問の取り扱い（Q29(2)①：3月議会）



もう一方の3月議会での一般質問の取り扱い（図13）については「2019年中と同じ方式で一般質問を実施した（人数制限・時間短縮は行っていない）」議会は64.7% [22議会]であった。約35%の自治体議会では何らかの制約が一般質問の実施に加えられたわけであるが、複数回答方式で内訳をみると、「4. 議会として「一般質問の取りやめ」を決定した（「6月議会への延期」を含む）」が26.5% [9議会]、「5. 議会運営委員会または会派代表者会議で「自主的な取り下げ」あるいは「自粛」を申し合わせた（申し合わせに同意しない議員だけが一般質問を行った）」が2.9% [1議会]であった。ただし、「6. 議会として一般質問をすべて「書面質問」で行うこととした」議会は0件であった。

新型コロナウイルス感染防止の観点から議場（委員会室）に入場できる議員・傍聴者の数を制限することはやむを得ない面があったと言わざるを得ない。そこで議会の活動量を低下させないために一さらに言えば「議会の

価値をダンピングしない」（土山2020）のために一議員には議場に入場しなくとも参加可能とするオンライン会議が、市民に対しては直接傍聴できないことを補完するインターネット中継の実施（または対象拡大）が検討されたと整理できよう。

議員の一般質問の中止という選択は「議会の活動量を下げない」という論理からは“想定外”ともいえる。これに対しては「首長部局側での一般質問対応の人的コストを節約し、コロナ禍対応に振り向けるべきだ」とする考えが該当議会間で共有された可能性や「コロナ禍対応へ新たに議会として設ける検討会議（協議会）で集中して審議を行うので、一般質問を中止する代わりに同検討会議（協議会）へ人的コストを振り向ける」という自治体のガバナンスを担う議会としての政策判断が行なわれた可能性が考えられる⁵⁾。残念ながらそうした詳細な事例調査は2020調査の設問項目からはできない。

そこで視点を変え、本章では、これまで調

査されてきた議会改革の要素と2020年の3月議会で見られた「一般質問の中止」はどのように関連づけられるのか（どういう議会が、その選択を行っているのか）という視角から「一般質問の中止」を巡る構造を2020調査データへの統計分析から検討する。

(2) 調査仮説

分析に当たっては次の2つの調査仮説を設定する。

- H1) 「議会文化」仮説：コロナ禍発生前に形成されていた「議会文化」が議会としての判断に反映した（影響した）
- H2) パンデミック・インパクト仮説：当該自治体内で発生した感染者数の大きさが議会としての判断に反映した（影響した）

仮説H1は「一般質問の中止」には“そうすることが当たり前”と判断する規範と慣行、すなわち当該自治体議会の「文化」が反映されたとするものである。H2は感染者数に応じて議会が“リスクを合理的に”判断していることを想定するものである。もちろん、両方の仮説が作用している（していた）可能性はある。しかし、H1に統計的有意性が確認されず、当該自治体内感染者数との間にのみ統計的有意性が確認されたならば、“全てを吹き飛ばす”ほどに「パンデミック・インパクト」が大きかったということになる。

(3) パンデミック・インパクト仮説の検討

神奈川県では2020年3月11日に3月10日時点での保健福祉事務所管轄別感染者発生状況が公開された⁶⁾。神奈川県内の自治体別感染者数が公表されるのは4月以降である。2月の段階で3月議会の日程調整を議会運営委員会で行われることが多いとすると「自治体内で把握された感染者数をもって決定した」とすることは時系列上、想定しがたい。だが、3月半ばに一般質問を行う議会もあり、こうした議会では感染者数の動向を見て実施の可否を決めた可能性もあり得る。

そこで、3月議会で「4. 議会として「一般質問の取りやめ」を決定した（「6月議会への延期」を含む）」議会と「5. 議会運営委員会または会派代表者会議で「自主的な取り下げ」あるいは「自粛」を申し合わせた（申し合わせに同意しない議員だけが一般質問を行った）」議会（図13）を合わせて「一般質問の取りやめ」を選択した議会として抽出し、これとあくまでも仮説的ではあるが保健福祉事務所管轄内での人口比⁷⁾から試算した3月10日時点での県内自治体別「感染者推計指数（10万人当たり）」⁸⁾との関係を分析した。結果、「取りやめた」議会の平均値の方が高かったが、「取りやめなかった」議会との間で統計的に有意な差は確認されなかった（表3）。

(4) 「議会文化」仮説の検討

議会改革を巡る既往研究において、2008年から2015年の各1年間の活動を対象とした自治体議会改革フォーラム年次全国調査の全て

表3：「一般質問の取りやめ」（3月議会）と「感染者推計指数」

	3月議会・一般質問	度数	平均値	標準偏差	t検定
感染者推計指数 (10万人当たり)	取りやめた	10	0.716	0.787	$t(32)=-.731, n.s.$
	取りやめなかった	24	0.569	0.395	

出所：SPSS Ver.22にて筆者作成

に回答した 906 市町村（政令市・特別区を除く）の回答内容と、それら市町村における調査対象期間の前後となる 2007 年と 2016 年の実質公債費比率の変化からみた財政規律改善との関係を計量的に分析した長野（2019）では次の 2 点が明らかにされている。

第 1 は財政的制約を代替する形で「議会と市民との対話の場」から立法リソースの調達がなされている一方、「対話の場」の実施が定着しても財政規律向上には直接には作用していなかったということである。第 2 に首長提出議案への議員間討議の慣行成立は、その作用の大きさは穏やかなものだが、財政規律の向上に一定の貢献をしているということである。

そこで、長野（2019）で検討された変数を 2020 調査でみると、確かに 3 月議会一般質問を実施した議会の方が 2019 年の「市民との対話の場」の開催数が平均して高かった。しかし、前項で定義する「一般質問を取りやめた」議会の平均開催実績数との差に統計的な有意性はなかった（表 4）。一方、「首長提出議案への議員間討議の実施」との関係を見ると、3 月議会一般質問を取りやめたか否かとの間に有意な関係が認められた（表 5）。

既往研究の長野（2019）では自治体の財政

規律向上に首長提出議案へ議員間討議が実施され続けていることの作用が確認された。2020 調査データの分析でも首長提出議案への議員間討議が行われていることが「一般質問をやめる（やめない）」の判断との間に統計的に有意な関係があることが確認された。限られたサンプルからの分析であり、また、詳細な事例調査が出来ていない点に留意しなければならないが、これは「討議する議会」という「文化」が議会に形成されていることの重要性に改めて注目を喚起するものといえよう。

4. 結語

2000 年代の自治体議会では全国的に「議会への市民の参加」「議会の公開・説明責任」を高める改革が大きく進んだ。しかし、それらの伸び方からみると「討議する議会」の醸成は“もう一押し”の状態にある。

神奈川県内自治体議会の動向としては、①議会として「市民との対話の場」を行うこと、②最も基本的な情報公開として議員個人の議案賛否を公開すること、③議会基本条例を制定して「議会のガバナンス」向上を図ること

表 4：「一般質問の取りやめ」（3 月議会）と 2019 年中の議会活動（市民との対話の場）

2019 年中の活動	3 月議会・一般質問	度数	平均値	標準偏差	t 検定
市民との対話の場の実施（実数）	取りやめた	10	1.400	1.350	t(32)=.959, n.s.
	取りやめなかった	24	2.333	2.929	

出所：SPSS Ver.22 にて筆者作成

表 5：「一般質問の取りやめ」（3 月議会）と 2019 年中の議会活動（議員間討議）

2019 年中の活動	3 月議会・一般質問		度数合計	カイ 2 乗検定
	取りやめ	取りやめず		
首長提出議案への議員間討議の実施	あり	0	9	$\chi^2 = 5.100$ df =1, p<.05
	なし	10	15	

出所：SPSS Ver.22 にて筆者作成

は“当たり前”となった。これらは全国水準を上回るものである。一方、④首長議案に対して議員間討議を実施することについては全国水準とほぼ同じであった。

この点に対し、神奈川県内議会でのコロナ禍対応における選択（3月議会における一般質問の取り扱い）の動向への分析から「討議する議会」という「文化」が形成されていることの重要性が改めて示唆された。これは全国的な議会改革の動向とそこにおける課題と軌を一にするものと言えよう。

【脚注】

- 1) 「自治体議会改革フォーラム」（<http://gikai-kaikaku.net/index.html> 最終閲覧：2020.11.20）は市民や議員、研究者、自治体行政職員・議会事務局職員らで構成する「市民と議員の条例づくり交流会議」（<http://jourei.jp/> 最終閲覧：2020.11.20）を母体に発足した活動である。「自治体議会改革フォーラム」全国調査による各年の調査分析は廣瀬克哉・自治体議会改革フォーラム編『議会改革白書（各年版）』（生活社）で刊行されており、同『白書』各巻末には各自治体議会からの調査回答結果一覧が掲載されている。2017 調査までの総括的な分析は長野（2018）にて報告されている。
- 2) 統一地方選挙年には神奈川県議会議員選挙、横浜市議会議員選挙、川崎市議会議員選挙、相模原市議会議員選挙が実施される。これら県・政令市議会の回答結果へ改選・選挙年であることの影響は析出できていない。
- 3) 表2中の「2016 調査（2015年の状況）」は33団体が回答している。34団体回答の2012調査・2020調査とは母数が異なる点に注意を要する。
- 4) 図1～13は編集部作成。
- 5) こうした視点については神奈川県地方自治研究センター「神奈川県自治体議会の運営に関する実態調査2020報告会」（2020年11月20日於 神奈川県地域労働文化会館）において

コメンテーターとしてご発言頂いた大矢徹氏（藤沢市議会議員）、会場参加者の長谷川昇氏（横須賀市議会議員）より各議会の動向をお教えいただいた。この場をお借りして御礼申し上げます。

- 6) 神奈川県 Web サイト「神奈川県危機管理対策本部会議の資料等」
「第2回（令和2年3月11日（水曜日）9時00分開催）」
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59216/200311shiryuu.pdf>（2020.11.16 最終閲覧）
- 7) 2020年1月1日現在の住民基本台帳人口を用いて計算した。
- 8) 感染者推計指数（10万人当たり）は神奈川県危機管理対策本部会議資料「第2回（令和2年3月11日）」掲載分の保健福祉事務所・保健所管轄区域別累計患者数を管内人口に占める各自治体の人口比で案分して計算した。なお、1月16日～2月14日に発生した4名については管轄区域別居住地が発表されていない。そのため、神奈川県全体の患者数には含めているが、各保健所別人数からは除外している。また、ダイヤモンドプリンセス号での陽性判明者も除いている。

【引用参考文献】

- 伊藤修一郎（2006）『自治体発の政策革新』木鐸社
- 土山希美枝（2020）「議会の価値をダンプしない」『自治日報』第4050・51号[合併号]（2020年5月1・8日）,3.
- 長野基（2017）「議会改革と地方自治法」『月刊自治研』2017年3月号,42-49.
- 長野基（2018）「統計で見る自治体議会の変容」廣瀬克哉編著『自治体議会改革の固有性と普遍性（法政大学現代法研究所叢書43）』法政大学出版社,12-41.
- 長野基（2019）「自治体議会改革の成果と構造－基礎自治体パネルデータからの分析－」『法学志林』第116巻第1号,31-68.

自治体議会運営実態調査 2020 結果報告会を開催

—県内自治体における議会改革と新型コロナ対応の状況を共有、意見交換—

編集部

当センターは 2020 年 11 月 20 日、神奈川県地域労働文化会館 8 階会議室で「『神奈川県自治体議会の運営に関する実態調査 2020』調査結果報告会」を開き、センター会員、自治体議員など、24 人が参加した。

報告会冒頭、佐野充理事長は、自治体議会改革フォーラムが 2017 年まで継続実施してきた調査項目を引き継ぐ形で、県内の自治体議会の状況を把握する本調査の実施を決定したと説明。その後の新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、それへの自治体議会の対応に関する設問を追加した上で、調査を実施した経緯を明かした。

続いて、東京都立大学の長野基准教授から調査報告全体に関する考察結果が報告された。

初めに、自治体議会改革フォーラムによる全国議会調査の結果をもとに、自治体議会改革の歩みを概観した。議会基本条例は 15 年間で過半数の自治体で制定され、議会と市民との対話の場の設定、議員個人の議案賛否の公開など、「議会への市民参加」や「議会の公開・説明責任」を高める改革が大きく進んだと指摘。議員間の自由討議のルール化は進んだ一方、実際に議員間の討議を実施した議会数は緩やかな増加にとどまり、「討議する議会」の醸成はもう一押しの状態だとした。

次に、県内の 2012、2016、2020 年の調査結果を全国調査と比較し、議会基本条例制定、議会と市民の対話の場、議員個人の議案賛否公開が全国水準を上回る形で進んだことを明らかにした。

続いて、野口鉄平研究員が新型コロナウイルスの感染拡大下における県内自治体議会の対応



調査結果を報告する長野基氏

に関する調査結果を報告した。3 月議会、6 月議会一般質問や傍聴の制限、会期の変更が行われたことを説明。7 割の自治体で専決処分が行われ、妥当性の検証が必要と指摘した。横須賀市議会では感染症に対応するため、BCP を改訂した実例も紹介。オンライン会議を開催した議会はなく、今後の対応予定も自治体によって判断が分かっている現状を報告した。

長野氏はコロナ対応の調査結果のうち、一般質問の中止に着目。分析の結果、首長提出議案への議員間討議の実施が一般質問の取りやめ有無の判断との間に統計的に有意な関係が確認されたとし、「討議する議会」という「文化」が形成されていることの重要性を示唆するとした。

これらの報告に続いて、自治体議員や新聞記者、研究者など 4 氏からコメントをいただいた（次ページ以降で紹介）。会場からは、議員間討議が活発にならないのは会派や代表者会議が関係しているとの指摘のほか、コロナ禍による自治体財政の影響は深刻で、注視していく必要があるといった意見が出された。

議会改革、次のステージへ向かうために

元葉山町議会議員／神奈川自治研センター研究講師 横山 純子

今回の自治研センターの県内議会調査は「自治体議会改革フォーラム」の全国調査の調査項目を引き継ぐ形で行いました。「自治体議会改革フォーラム」は、北海道栗山町で全国初の議会基本条例が制定され、夕張市の財政破綻が発覚した2006年に発足しました。

「自治体議会改革フォーラム」の調べによると、議会基本条例を制定したのは2019年4月1日現在、全国で888議会です。また、神奈川県内の議会は、議会基本条例の制定状況、市民との意見交換、議会による政策提案などの項目で、全国レベルより少し前をいっています。

コロナ禍の中で、議会は、緊急時にその役割を果たすために何ができるかという大きな課題に直面しました。その中で、今まで「市民との対話」「情報公開」「討議する議会」などを重視して着実に実践していた議会は、コロナ禍の中でも、議会の役割を積極的に果たす議会運営を行おうと奮闘した様子が見えます。

非常時に議会の役割を果たすための重要な計画としては、「議会業務継続計画」（議会BCP：Business Continuity Plan）があります。議会BCPは2014年、滋賀県大津市議会で初めて策定されました。コロナ禍の中で議会が直面したさまざまな課題に対応するためにも必要な計画として注目されています。

また、会議開催のあり方の1つとして、ウェブを利用しての会議開催の是非が模索され、市民との意見交換の場としてのウェブ利用の試みも始まっています。



私は、素人でいきなり議会に飛び込んで、すぐ自分の勉強不足を痛感し、さまざまな研修会に参加しました。財政問題は自治研センターで、市民自治や自治体議会については「市民と議員の条例づくり交流会議」に参加して、ようやく議員としての自分の役割が見えてきました。

社会全体を俯瞰し、現状分析をして課題を探り、分かりやすく解説する学者・研究者は、政治に関わる者にとっては特に重要な存在であると、自らの経験から痛感しています。

議会は選挙によって議員構成が常に変化します。年月を重ねるに従い、議会の中でも、議会基本条例制定時の議会全体の議論や、議会改革の熱意も伝わりにくくなります。議会には新しい議員が多く加わるべきですが、反面、長期的な議会の課題の共有も常に必要となります。

自治研センターの議会調査・分析の成果を、優れた議会の取り組みを身近なところで共有する機会とし、議会に携わる人たちの活動に具体的に役立つものとしたい。その積み重ねが自治の力を強めることを期待しています。

藤沢市議会における議会改革の実践とコロナ禍での議会運営

藤沢市議会議員 大矢 徹

藤沢市議会における議員間討議は、各常任委員会の議案・請願・陳情に対して賛否が分かれた場合、自動的に議員間討議に入ります。議員間で熱心に討議することにより、当初賛成・反対の立場だった議員の賛否が変わることが期待されるのですが、実際は、会派で賛否を決めた上で委員会に臨んでいるので、議員間討議により賛否が変わることはありません。従って、形骸化していると言っていい状況です。ただし、委員会での報告案件については、これまで、報告に対する委員の意見は単なる1委員の意見だったものが、議員間討議で意見の一致がみられれば、行政側も重く受け止めるなど、意義のあるものと考えます。

藤沢市議会では11月15日にZoomにて市民との対話を開催しました。対象は市内中学生・高校生・民間の方との3部構成で、ワークショップ形式により、コロナ禍で困っていること、行政や議会への要望などについて話し合いました。議会報告会の導入当初は、教室形式での報告・意見交換としたことで、行政や議会に文句を言いたい人が集まってしまい、意義のある報告会とならなかったため、関東学院大学の牧瀬稔先生と学生たちの協力を経て、現在のワークショップ形式（学生がファシリテーター）となりました。ただ、報告会での話し合いが、議会での政策提案に結び付くところまでは至っていません。

市民との対話という意味では、常任委員会では地方都市における住民合意の手法を視察したことがありますが、どこも定住人口増加、人口流失対策、市町村合併後の公共施設数の削減など、住民生活に直結する課題を抱えているところほど、住民との対話が活発に行われていると感じています。そして議員全員が



協力して、このまちを良くしていこうとオール議会で取り組んでいるところが特徴でした。しかし、藤沢市は人口43万人、財政力指数も1を超えている自治体ですので、将来課題は山積するものの、置かれている状況が違うため、オール議会というより、個人が成果を求める議会と言える状況です。

議会改革の1つに反問権があります。藤沢市議会では市長・副市長・教育長に反問権がありますが、行使されたことはありません。常任委員会や予算・決算委員会では多くの質問が出されますが、根拠のない質問や思い付きと思われるような質問も見受けられます。質問を受ける行政側は、仮に思い付きの質問であっても、議員の意向に沿うように検討・対応しますので、本来なら議員の質問は、住民のニーズに合っていなければなりません。私は、質問の背景や根拠を反問することで、質問の質や議員のスキルが向上しますので、特別職だけでなく、反問権の付与範囲を拡大して議会全体の質を高めるべきだと考えます。

2月定例会において、藤沢市議会では一般質問について、各会派2分の1以内の質問者に努めるとしましたが、私は一般質問を中止するべきと思いました。それは、コロナの感染が未知の状況だったこと、代表質問に組み入れ

ることが可能なこと、予算審議でも質問できるため、一般質問でなければ質問できないわけではないからです。予算討論も本会議の場で、長時間にわたり、意見・要望の原稿を読

み上げることになりますので、書面提出で議事録に掲載することも提案しましたが、叶いませんでした。

以上、藤沢市議会の現状の報告とします。

コロナ禍で問われる自治体議会の行政監視機能

神奈川新聞社報道部記者 清水 嘉寛

新型コロナウイルス感染拡大を巡る県内各市町村の議会の対応について、神奈川新聞社でもこの夏に取材し、7月15日付の1面、社会面で報道しました。

各支局が取材を進めた結果、県内各市町村の6月議会で一般質問の縮小や取りやめをしたケースが全体の約6割に上ったことが明らかになりました。

記事では他にも、会期の短縮や傍聴者の制限が相次いだこと、開会前に市長の独断で条例や補正予算の専決処分が複数あったことなどを盛り込み、山梨学院大学の江藤俊昭教授の「地方議会は非常時こそ積極的に活動し、役割を果たすべき」との指摘を掲載いたしました。

今回の自治研センターの調査と我々の調査も含めて、以下は弊社としての主張です。三密を防ぎ、対策を講じるという必要性は非常に理解できます。当時はウイルスに対する情報について不確実なものが多く、また、議場での感染拡大によって議会の機能が失われてしまったのは元も子もありませんでした。

ただ、感染拡大防止のために行政当局と議論を深めるという役割もあったのではないのでしょうか。

政府の緊急事態宣言が発令された状況下で、首長の判断、施策などについて、議会による妥当性のチェックがなされていたのか、議論を尽くすべきでした。市民生活を考えると、公立学校の臨時休校や困窮世帯の給付金の支



給、休業店舗への交付金などといった施策について、妥当性がチェック出来ていたかどうか。これらの課題を分析することは、今後の議会のあるべき姿につながるはずです。

国が打ち出す政策も空回りし、混迷を極める中、市民により身近な各自治体が地域の特色や特性を生かした対策を講じていくことが求められています。感染拡大の歯止めが利かない状況が続く中、議会のあり方の分岐点を迎えているように思います。

報道の役割は批判だけでなく、「光の差す場所」をクローズアップするという面もあります。一部の打ち合わせなどで取り入れられているオンラインシステムもその一つです。コロナ禍において財政面のハードルは一層高まってしまったかもしれませんが、オンライン導入のメリットと課題の両面を踏まえ、先駆的に取り組む議会の挑戦をニュースとして報じることで、各地で議論が進むきっかけとなれば幸いです。進取の気質がある神奈川だからこそ、新しい議会の形を示せるはずです。

「予算の専決処分」を議会はどう受け止めたのか

— 財政民主主義は誰が担う？ —

法政大学社会学部准教授／神奈川自治研センター研究員 谷本 有美子

今回の調査結果で最も目を引いた内容は、コロナ対応に関連した専決処分の報告が、県内自治体の約7割で行われたという点です。野口報告でもその妥当性についての検証論点が提示されていますが、ここでは議会の予算議決権という面から問題を提起しておきます。

予算に関わる専決処分の内容から、国の緊急経済対策に基づく補正予算成立を受け、特別定額給付金の迅速な給付のため、議会を招集する時間的な余裕がないとの長の判断で専決処分が行われたことが推察されます。また、自由記述欄には、国の特別定額給付金事業が「市の裁量に関わらない」との記述や、市独自の追加支援として、国の事業では給付対象外だった新生児の保護者に臨時給付金を支給する補正予算が記載されています。専決処分扱いとすることに対し、議会の抵抗が示されたか否かの情報は得ていませんが、緊急時とはいえ、住民への現金支給という予算を独任制の長が専決するという「先例」を残してしまったことが気にかかります。

コロナ禍の他県では市長が選挙公約で全市民への5万円給付を掲げて当選したものの、財源見通しの甘さから議会が予算案採決を延期した事例があり、県内でも「ひとり10万円」の選挙公約を掲げ、現職に僅差で辛勝した市長が、のちにそれは国の交付金の迅速な給付の意味だったと訂正する例も出ています。こうした事例をみても、ともすれば大衆迎合的に運用されかねない住民に対する現金給付事業について、議会の裁量が及ばないとして予算議決権を放棄してしまった事実は、改めて議会の存在意義が問われるべき事態でしょう。国の交付金であっても事務経費の執行や支給方法に関する自治体の裁量権は認められてい



るはずです。緊急事態だからこそ、議会が財政民主主義の基盤であるという原点と、長に付与された強力な行政権限をチェックするという、二元代表制の下での議会の役割を見失わない対応が求められます。

そうした議会の役割の重要性を踏まえると、3分の1強の議会がWi-Fiの設置予定がないと回答し、設備がある議会でもオンライン会議用のソフトウェア契約がゼロという現状は、引き続きコロナ禍で議会審議の持続面での不安を抱えることとなります。それら環境整備には早急に着手しておくべきです。議員報酬や政務活動費に関しては、議会専属の意思決定事項として執行機関側から一定の独立性が担保されていますが、こうした議会インフラの整備に関わる予算については執行機関の財政部局による査定の対象事案となるため、予算措置は必ずしも担保されていません。それだけに、住民に対しても説得力ある業務継続計画の策定と共に、議会として公式に長に要請するなど、環境整備のための積極的な働きかけも必要となるでしょう。国民生活に多大な影響を及ぼすような感染症の拡大という問題は、COVID-19の問題が解決してもなお起こりえます。今後のリスクも考慮した対策が求められる事案と捉えていただきたいです。

神奈川県自治体議会の運営に関する実態調査2020 基礎集計表

質問項目		全体（割合）	県	政令指定都市	中核市 施行時 特別市	一般市	町村
◇ 議会改革および議会の状況について							
Q1	【議会改革取り組み状況】議会改革について、現在、特段の態勢をとっていますか？（単数回答）						
	1. 議会運営委員会の案件として検討している	14 (41.2%)	0	2	1	6	5
	2. 特別委員会を設置して検討している	2 (5.9%)	0	0	0	0	2
	3. 議員のみで構成する調査会・検討会などで検討している	8 (23.5%)	1	0	1	3	3
	4. 議員以外の専門家あるいは市民も参加する組織で検討している	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	5. 「1.」～「4.」以外の常設の議会改革推進組織を設置している	1 (2.9%)	0	0	0	0	1
	6. その他の態勢で検討している	2 (5.9%)	0	0	0	2	0
	7. 議会改革の取り組みは終了したので、態勢は解散している	1 (2.9%)	0	0	0	0	1
	8. 現在、特段の態勢はとっていない（「1.」～「7.」に該当しない）	6 (17.6%)	0	1	1	2	2
Q2 (1)	【議会基本条例】議会基本条例の制定を予定していますか？（単数回答）						
	1. 制定すべきかどうかを検討中である	1 (2.9%)	0	0	0	1	0
	2. 制定の方針で検討に着手している	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	3. 2020年1月～3月の間で制定された	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	4. 2020年7月までの制定をめざしている（予定）	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	5. 2020年中の制定をめざしている（予定）	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	6. 議会基本条例を制定済み（改正は行っていない）	15 (44.1%)	0	2	2	4	7
	7. 議会基本条例を制定済みであり、改正も行っている	2 (35.3%)	1	1	1	4	5
	8. 現時点では制定の予定はない	6 (17.6%)	0	0	0	4	2
Q2 (2)	(1)で選択肢「6.」および「7.」を選択された「議会基本条例を制定済み」の議会に伺います。2019年末までに議会基本条例の運用実績の評価を議会として実施し、その内容を公開（来庁による印刷物閲覧のほか議会のホームページ上で）しましたか？（複数回答）						
	1. 議会運営委員会で運用実績の評価を行い、公開を実施した	2 (5.9%)	0	0	0	1	1
	2. 特別委員会で運用実績の評価を行い、公開を実施した	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	3. 評価のための特別な組織を設けて運用実績の評価を行い、公開を実施した	4 (11.8%)	0	0	1	3	0
	4. 運用実績の評価・公開は行ったが、評価実施組織は「1.」～「3.」に該当しない	2 (5.9%)	0	0	0	1	1
	5. 運用実績の評価は行ったが、公開はしていない	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	6. 運用実績の評価は行っていない	19 (55.9%)	1	3	2	3	10
Q2 (3)	(1)で選択肢「7. 議会基本条例を制定済みであり、改正も行っている」とした議会に伺います。2019年末までに実施した改正内容はどのようなものですか？（複数回答）						
	1. 政務調査費から政務活動費への規程変更	5 (14.7%)	1	1	1	1	1
	2. 議決事件の追加・変更	3 (8.8%)	0	1	0	0	2
	3. 議会による住民投票に関する条項の追加・変更	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	4. 議会への住民参加（政策提案制度を含む）に関する条項の追加・変更	2 (5.9%)	0	0	0	1	1
	5. 議会における協議・政策審議のための組織に関する条項の追加・変更	2 (5.9%)	0	0	1	0	1
	6. 議会の附属機関や調査機関に関する条項の追加・変更	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	7. 「1.」～「6.」に該当しない内容での改正も行った	10 (29.4%)	0	0	1	4	5
Q3	【自治基本条例】自治基本条例（まちづくり基本条例等含む）の制定を予定していますか？（単数回答）						
	1. 制定へ向けて具体的に検討中（議会または執行機関にて）	1 (2.9%)	0	0	0	1	0
	2. 議会に関する規定を含まない自治基本条例（まちづくり基本条例等含む）を制定済み	1 (2.9%)	0	0	0	0	1
	3. 議会に関する規定を含む自治基本条例（まちづくり基本条例等含む）を制定済み	21 (61.8%)	1	1	2	6	11
	4. 現時点では制定の予定はない	11 (32.4%)	0	2	1	6	2
Q4	【議長選出時の公約・所信表明】議長選出に先立って、議長になろうとする議員が、本会議、全員協議会等、全議員の前で、公約や所信を表明する機会を設けていますか？（単数回答）						
	1. 本会議で、公約や所信を表明する機会を設けている	1 (2.9%)	0	0	0	0	1
	2. 全員協議会等本会議以外の場（休憩中を含む）で、全議員の前で公約や所信を表明する機会を設けている	17 (50.0%)	0	0	2	7	8
	3. 議長選出に先立って、全議員の前で公約や所信を表明する機会を設けていない	16 (47.1%)	1	3	1	6	5
Q5 (1)	【地方自治法改正への対応】2011年の地方自治法改正で「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」（旧第二条④）とする「基本構想」の策定義務が廃止されました。これを受けての貴自治体（議会または執行機関）での取り組みはどのようなものですか？（単数回答）						
	1. 「基本構想」を策定し、議決することを定める条例（※）の新規制定または既存の条例の改正を実施した	21 (61.8%)	0	3	2	7	9
	2. 既存の条例（※）の中で「基本構想」の策定・議決を定める条項があったため、新たな条例・条項の制定・改廃は行わなかった	6 (17.6%)	1	0	0	3	2
	3. 議決を経る「基本構想」（「総合計画」）方式を廃止し、新たな運営枠組みへ移行した	1 (2.9%)	0	0	0	1	0
	4. 取り組まれた内容は「1.」～「3.」には該当しない	2 (5.9%)	0	0	1	0	1
	5. 現在、特段の取り組みは行われていない	4 (11.8%)	0	0	0	2	2

質問項目		全体(割合)	県	政令指定都市	中核市 施行時 特別市	一般市	町村
Q5 (2)	2012年の地方自治法改正で「普通地方公共団体の議会」は「条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる」(第百二条の二)とされました。議会の「会期」制度について、現在、どのような態勢をとっていますか？(単数回答)						
	1. 会期に関する法改正を受けて、「通年制」(「通年の会期」制)を条例で定めた(施行済み及び2020年中より施行予定である)	3 (8.8%)	0	1	0	1	1
	2. 改正地方自治法に基づくものではない「通年制」(「通年の会期」制)を独自条例・要綱(会議条例など)に基づき実施している	2 (5.9%)	0	0	1	0	1
	3. 年4回定例会を開催する四期制を採用している	28 (82.4%)	0	2	2	12	12
	4. 現在の態勢は「1.」～「3.」には該当しない	1 (2.9%)	1	0	0	0	0
Q5 (3)	2019年1月1日～12月31日の間に、最近の地方自治法改正を受けて実現した以下の取り組み・権限の行使はありましたか？(複数回答)						
	1. 議会の招集権に関する法改正を受けて、議長により臨時会が招集された	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	2. 議事運営に関する法改正を受けて、本会議における公聴会開催または参考人招致が実施された	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	3. 首長による「一般再議」請求の対象が拡大されたことを受けて、条例・予算以外の計画等の議決においても首長が再議を求めた	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	4. 「1.」～「3.」の取り組み・権限の行使はなかった	34 (100.0%)	1	3	3	13	14
Q6	【一問一答の導入状況】本会議の一般質問、代表質問のいずれかで、一問一答制を導入していますか？(単数回答)						
	1. 一問一答制を導入している(一問一答方式を選択できる)	27 (79.4%)	0	2	2	12	11
	2. 一問一答制を導入していない	7 (20.6%)	1	1	1	1	3
Q7 (1)	【首長等の反問(逆質問)】議員の質問、質疑に対する首長等の反問(逆質問)を明文化した規定によって認めていますか？(単数回答)						
	1. 要綱や申し合わせ等の明文化した規定により、内容や趣意の確認、論点・争点の明確化等、内容を限定して、認めている	2 (5.9%)	0	0	0	1	1
	2. 要綱や申し合わせ等の明文化した規定により、内容を限定せずに、反問を認めている	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	3. 会議規則や条例で、内容や趣意の確認、論点・争点の明確化等、内容を限定して、認めている	14 (41.2%)	1	2	1	5	5
	4. 会議規則や条例で、内容を限定せずに、反問を認めている	4 (11.8%)	0	0	0	1	3
	5. 明文化した規定は持たないが、議長が定例会(会期)ごとに首長等に反問(逆質問)権を付与する(認める)運用を行っている	2 (5.9%)	0	0	1	1	0
	6. 議員の質問、質疑に対する、首長等の反問(逆質問)は、認めていない	12 (35.3%)	0	1	1	5	5
Q7 (2)	2019年1月1日～12月31日の間で、議員の質問、質疑に対する首長等(執行機関側)の反問(逆質問)はありましたか？(単数回答)						
	1. 首長等(執行機関側)の反問(逆質問)は行われた	3 (8.8%)	0	1	1	0	1
	2. 首長等(執行機関側)の反問(逆質問)は行われなかった	31 (91.2%)	1	2	2	14	12
Q8	【自由討議(議員間討議)】「議員間の討議(自由討議)」を行うことを規定していますか？(単数回答)						
	1. 要綱や申し合わせ等で、議員間の自由討議について規定している	2 (5.9%)	0	0	0	1	1
	2. 会議規則や条例で、議員間の自由討議について規定している	22 (64.7%)	1	2	1	8	10
	3. 議員相互間の自由討議について、特に明文化された規定はない	10 (29.4%)	0	1	2	4	3
Q9	【議員間討議の実施状況】2019年1月1日～12月31日の間に、本会議または委員会、首長提出議案の審査を行う際に、議員間で議論を尽くして合意形成に努めるための「議員間の討議(自由討議)」を行いましたか？(複数回答)						
	1. 「質疑」の時間帯に、議事をとめて(暫時休憩等)行った	1 (2.9%)	0	0	1	0	0
	2. 「質疑」の時間帯に、議事をとめずに行った	3 (8.8%)	0	1	0	2	0
	3. 「質疑」の時間とは区別して、議長・委員長の判断または議員の動議等により、議事をとめて、「議員間の討議(自由討議)」の場を設定して行った	1 (2.9%)	0	0	0	0	1
	4. 「質疑」の時間とは区別して、議長・委員長の判断または議員の動議等により、議事をとめずに、「議員間の討議(自由討議)」の場を設定して行った	3 (8.8%)	0	0	0	2	1
	5. 「討論」の時間帯に、議員同士で賛否をめぐって相互に質問、反論する事実上の「議員間の討議(自由討議)」を行った	1 (2.9%)	0	0	0	0	1
	6. 首長提出議案の審査を行う際に、「議員間の討議」は行われなかった	25 (73.5%)	1	2	2	9	11
◇ 市民の参加について							
Q10 (1)	【請願陳情における市民の提案説明】請願または陳情の審査を行なう際に、(紹介議員ではなく)提出者として市民が希望した場合、会議で直接説明すること(趣旨や意見を聴く機会)を認めていますか？(単数回答)						
	1. 提出者として市民が希望すれば、提出者として市民が会議で直接説明することを認めている	13 (38.2%)	1	0	3	5	4
	2. 提出者として市民が希望すれば、提出者として市民が会議の開催前(または休憩時間)に議員に直接説明することを認めている	3 (8.8%)	0	0	0	2	1
	3. 請願または陳情の内容によって、議会(委員会)側が必要と判断する場合に、提出者として市民が直接説明する機会(趣旨や意見を聴く機会)を設けることがある	13 (38.2%)	0	2	0	5	6
	4. 請願または陳情の審査を行なう際に、提出者として市民が直接説明することは想定していない	5 (14.7%)	0	1	0	1	3

質問項目		全体(割合)	県	政令指定都市	中核市 施行時 特例市	一般市	町村
Q10 (2)	2019年1月1日～12月31日の間で、請願または陳情の審査を行なう際に、(紹介議員ではなく) 提出者として市民が会議(開催前または休憩時間を含む)で直接説明する(趣旨や意見を述べる)機会がありましたか?(単数回答)						
	1. 請願または陳情の提出者として市民が会議で直接説明する(趣旨や意見を述べる)機会があった	18 (52.9%)	1	1	3	7	6
	2. 請願または陳情の審査を行なう際に、提出者として市民が直接説明することを想定していないので、市民が会議で直接説明する(趣旨や意見を述べる)機会は無かった	3 (8.8%)	0	1	0	1	1
	3. 請願または陳情の提出者が希望しなかったため、提出者として市民が会議で直接説明する機会は無かった	5 (14.7%)	0	1	0	2	2
	4. 議会(委員会)の判断として、提出者として市民が会議で直接説明する(趣旨や意見を述べる)機会は無かった	5 (14.7%)	0	0	0	3	2
5. 請願または陳情(もしくは、審査するとした陳情)の提出は無かった	3 (8.8%)	0	0	0	0	3	
Q11	【傍聴者・希望者の発言】2019年1月1日～12月31日の間、本会議または委員会で、陳情・請願の説明以外に、会議傍聴者または希望する市民が発言する機会がありましたか?(単数回答)						
	1. 条例・要綱等の明文化された規定に基づく「演説(発言)制度」により、発言を認め、議事録に記録した	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	2. 条例・要綱等の明文化された規定に基づく「演説(発言)制度」により、発言を認めたが、議事録には記録していない	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	3. 議長または委員長の裁量(申し合わせ事項である場合を含む)により発言を認め、議事録に記録した(意図的に休憩をとっての傍聴者発言を含む)	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	4. 議長または委員長の裁量(申し合わせ事項である場合を含む)により発言を認めたが、議事録には記録していない(意図的に休憩をとっての傍聴者発言を含む)	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	5. 会議傍聴者または希望する市民から発言の申出があったが、所定の委員会に諮った結果、発言を認めなかったため、発言する機会は無かった	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	6. 陳情・請願の説明以外では、いかなる場合においても会議傍聴者または希望する市民が発言することを認めていないので、発言する機会は無かった	25 (73.5%)	1	3	1	12	8
7. 発言を希望する市民・会議傍聴者がいなかったため、発言する機会は無かった	9 (26.5%)	0	0	2	1	6	
Q12	【公聴会・参考人】2019年1月1日～12月31日の間で、公聴会の開催や、参考人招致を行いましたか?(複数回答)						
	1. 公聴会を開催した	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	2. 参考人招致を行った	5 (14.7%)	0	2	1	0	2
3. 公聴会の開催や参考人招致は行わなかった	29 (85.3%)	1	1	2	13	12	
Q13 (1)	【市民との対話の場】2019年1月1日～12月31日の間に、議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会主催の意見交換会、懇談会、議会報告会等、議会として市民と直接対話する機会は、何回ありましたか?(記入回答)						
	0回	10 (29.4%)	0	3	2	3	2
	1回	7 (20.6%)	1	0	0	3	3
	2回	4 (11.8%)	0	0	0	1	3
	3回	8 (23.5%)	0	0	1	5	2
	4回	3 (8.8%)	0	0	0	1	2
	5回	1 (2.9%)	0	0	0	0	1
14回	1 (2.9%)	0	0	0	0	1	
Q13 (2)	あった場合、どのような機会(※)として設定されたものかお答えください。(複数回答)						
	1. 議会報告会として	21 (87.5%)	1		1	10	9
	2. 特定の団体等との意見交換・懇談会として	12 (50.0%)	0		0	5	7
	3. 住民の誰もが参加できる場として	13 (54.2%)	1		1	6	5
4. 特定テーマについての意見交換の場として	11 (45.8%)	1		0	6	4	
Q13 (3)	あった場合、具体的な内容(名称・テーマ・対象者・開催日時・参加者数・頻度等)をご記入ください。また、そこで試みられた市民と議員とが双方向で対話・意見するための工夫(付箋紙を用いたワークショップ形式にした/第三者のファシリテーターを招聘したなど)があればご記入ください。そして、2019年以前に実施された取り組みに基づくものを含め、「市民との対話の場」の成果から議会として具体的な政策形成が行われた事例(条例制定や計画策定、予算編成への提言書作成等)があれば、その内容を合わせてご記入ください。						
	※自由記入回答						
◇ 公開・説明責任について							
Q14 (1)	【議案・会議資料の事前公開】上程が予定されている議案本文(議案書)を、本会議への上程前に、公開していますか?(市民が希望すれば閲覧できますか)(単数回答)						
	1. 議案本文(議案書)は、本会議への上程前に、来庁等により印刷物でのみ閲覧できる	7 (20.6%)	0	0	2	4	1
	2. 議案本文(議案書)は、本会議への上程前に、来庁等による印刷物での閲覧のほか、「議会のホームページから」も閲覧できる	13 (38.2%)	0	2	0	7	4
3. 議案本文(議案書)は、本会議への上程前に、公開はしていない(市民は閲覧できない)	14 (41.2%)	1	1	1	2	9	
Q14 (2)	議案本文(議案書)を、本会議への上程後、委員会等での審議の前に、公開していますか?(市民が希望すれば閲覧できますか)(単数回答)						
	1. 本会議への上程後に、委員会等での審議の前に、来庁等により印刷物でのみ閲覧できる	13 (38.2%)	1	0	2	2	8
	2. 本会議への上程後に、委員会等での審議の前に、来庁等による印刷物での閲覧のほか、「議会のホームページから」も閲覧できる	9 (26.5%)	0	1	1	5	2
	3. 議案本文(議案書)は、本会議への上程後も、委員会等での審議の前に、公開はしていない(市民は閲覧できない)	1 (2.9%)	0	0	0	0	1
4. 本会議への上程前に、議案本文(議案書)を印刷物閲覧または「議会のホームページ」への掲載の方式により公開しているため、「1.」～「3.」には該当しない。	11 (32.4%)	0	2	0	6	3	

質問項目		全体(割合)	県	政令指定都市	中核市 施行時 特別市	一般市	町村
Q14 (3)	議案書以外に、議案審議に用いる資料として議員に送付されている会議資料(議案説明資料等)(議案一覧や日程・付託表等ではなく)(委員会資料等)を、審査が行われる会議の前に公開していますか?(市民が希望すれば閲覧できますか)(単数回答)						
	1. 議案審議に用いる会議資料は、審査前に、来庁等により印刷物でのみ閲覧できる	9 (26.5%)	0	0	0	6	3
	2. 議案審議に用いる会議資料は、審査前に、来庁等による印刷物での閲覧のほか、「議会のホームページから」も閲覧できる	6 (17.6%)	0	1	1	2	2
	3. 議案審議に用いる資料として議員に送付されている会議資料は、審査前に、公開はしていない(市民は閲覧できない)	17 (50.0%)	1	2	2	4	8
	4. 議案書以外に、議案審議に用いる資料として議員に送付される資料はない	2 (5.9%)	0	0	0	1	1
【会議の公開状況】会議の公開について、どのように条例(委員会条例・自治基本条例・議会基本条例等)で定めていますか?(単数回答)							
Q15 (1)	1. 委員会は、委員長または委員会の許可によって傍聴できる(許可制である)	15 (44.1%)	0	2	1	4	8
	2. 条例により常任委員会のみ原則公開としている	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	3. 条例により常任委員会、特別委員会を原則公開としている	1 (2.9%)	0	0	0	0	1
	4. 条例により常任委員会、特別委員会、議会運営委員会を原則公開としている(すべての委員会の原則公開を定めている場合は、「5.」をお選びください)	15 (44.1%)	0	1	2	9	3
	5. 条例によりすべての会議(代表者会議や全員協議会等々)を原則公開としている	3 (8.8%)	1	0	0	0	2
	6. 本会議を原則公開とした地方自治法その他、会議公開についての条例の定めはない	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
常任委員会の傍聴についてどのように運営していますか?条例で原則公開としている場合は、その運用状況について最も近いものをお選びください。(単数回答)							
Q15 (2)	1. 特段の事情がない限り(通常)、認める運用を行っており、概ね希望者は傍聴できている	20 (58.8%)	0	2	2	7	9
	2. 特段の事情がない限り(通常)、認める運用を行っているが、スペースに限りがあるので傍聴希望者全員は入室できないことがある	11 (32.4%)	1	0	1	6	3
	3. 常任委員会の傍聴は、一般市民には原則として認めない運用を行っている(別室で映像、音声等での傍聴しか認めない場合も含む)	1 (2.9%)	0	1	0	0	0
	4. 希望者があまりいないので、希望があったときに判断する	2 (5.9%)	0	0	0	0	2
	5. 常任委員会は設置していない(委員会制を採っていない)	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
【傍聴者への資料提供】傍聴者は、傍聴時に、議案本文や議案審議に用いる資料として議員に配布されている会議資料(議案説明資料等)を閲覧できますか?(単数回答)							
Q16	1. 傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部または傍聴者用に用意した資料を提供している(配布または閲覧可能)	17 (50.0%)	1	1	1	6	8
	2. 傍聴者へは、議員に配布されているものと同じ資料を提供している(配布または閲覧可能)	16 (47.1%)	0	2	2	7	5
	3. 傍聴者への資料提供は行っていない	1 (2.9%)	0	0	0	0	1
【審査後の資料公開】議案書以外に、議案審議に用いる資料として議員に配布された会議資料(議案説明資料等)(議案一覧や日程・付託表等ではなく)(委員会資料等)を、審査後に、公開していますか?(単数回答)							
Q17	1. 会議資料(説明資料等)は、審査後に、来庁等により印刷物でのみ閲覧できる	13 (38.2%)	0	0	1	6	6
	2. 会議資料(説明資料等)は、審査後に、来庁等による印刷物での閲覧のほか、議会のホームページからも閲覧できる	10 (29.4%)	1	2	1	3	3
	3. 議案審議に用いる資料として議員に配布された会議資料(説明資料等)は、公開していない	9 (26.5%)	0	1	1	3	4
	4. 議案書以外に、議案審議に用いる資料として議員に送付される資料はない	2 (5.9%)	0	0	0	1	1
【委員会記録の内容および公開状況】常任委員会の会議録(委員会記録)の内容と公開状況をお知らせください。(複数回答)							
Q18	1. 会議録(委員会記録)は、概要記録(結果や決定事項のみ)で作成しているが、ホームページでは閲覧できない	2 (5.9%)	0	0	0	0	2
	2. 会議録(委員会記録)は、概要記録(結果や決定事項のみ)で作成しており、ホームページでも閲覧できる	1 (2.9%)	0	0	0	0	1
	3. 会議録(委員会記録)は、要点記録で作成しているが、ホームページでは閲覧できない	2 (5.9%)	0	0	0	0	2
	4. 会議録(委員会記録)は、要点記録で作成しており、ホームページでも閲覧できる	10 (29.4%)	1	0	1	5	3
	5. 会議録(委員会記録)は、全文記録で作成しているが、ホームページでは閲覧できない	3 (8.8%)	0	0	0	0	3
	6. 会議録(委員会記録)は、全文記録で作成しており、ホームページでも閲覧できる	20 (58.8%)	0	3	2	8	6
	7. 常任委員会の会議録(委員会記録)は、作成していない	1 (2.9%)	0	0	0	0	1
	8. 常任委員会は設置していない(委員会制を採っていない)	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
【会議状況(記録)のインターネット配信】インターネットによる会議の動画(録画)記録のオンデマンド配信(※生中継ではなく、見たい時に随時動画記録を見ることができる方式でのインターネット配信)を行っていますか?(複数回答)							
Q19 (1)	1. 本会議の動画記録のオンデマンド配信を行っている	23 (67.6%)	1	3	3	13	3
	2. 常任委員会の動画記録のオンデマンド配信を行っている	12 (35.3%)	1	3	2	5	1
	3. 予算、決算を審査する委員会の動画記録のオンデマンド配信を行っている	11 (32.4%)	1	3	1	5	1
	4. 予算、決算の審査以外の特別委員会の動画記録のオンデマンド配信を行っている	11 (32.4%)	1	3	1	5	1
	5. 全員協議会の動画記録のオンデマンド配信を行っている	4 (11.8%)	0	2	0	1	1
	6. その他の会議の動画記録のオンデマンド配信を行っている	6 (17.6%)	1	2	0	2	1
	7. 動画記録のオンデマンド配信は行っていない	11 (32.4%)	0	0	0	0	0
近年、「YouTube」や「Ustream」などのインターネット上の動画投稿・配信サービスを利用して会議状況を発信する議会が増えつつあります。このようなインターネット上での動画投稿・配信サービスの利用について、議会として利用しているものはありますか?(オンデマンド配信だけでなくライブ中継の場合も含みます)(複数回答)							
Q19 (2)	1. 議会として YouTube を利用して会議状況を配信している	5 (14.7%)	0	0	1	2	2
	2. 議会として Ustream を利用して会議状況を配信している	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	3. 議会として「1.」「2.」以外の動画投稿・配信サービスを利用している	8 (23.5%)	0	1	1	5	1
	4. 議会としてインターネット上での動画投稿・配信サービスは利用していない	22 (64.7%)	1	2	1	6	12

質問項目		全体(割合)	県	政令指定都市	中核市 施行時 特別市	一般市	町村
Q20	【議案に対する賛否の公開】起立または挙手などによる表決を行った議案に対する賛否(各議員または会派の対応、採決態度)を議会報や議会のホームページで公開していますか？(単数回答)						
	1. すべての議案について、各議員個別の賛否(対応、採決態度)を公開している	26 (76.5%)	0	0	2	10	14
	2. 重要議案についてのみ、各議員個別の賛否(対応、採決態度)を公開している	1 (2.9%)	0	0	0	1	0
	3. すべての議案について、会派単位の賛否(対応、採決態度)を公開している	7 (20.6%)	1	3	1	2	0
	4. 重要議案についてのみ、会派単位の賛否(対応、採決態度)を公開している	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	5. 議案に対する賛否(各議員または会派単位の対応、採決態度)は公開していない	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
◇ 政策提案・立法活動について							
Q21 (1)	【議決事件の追加】地方自治法第96条第1項の必要的議決事件の他に、第96条第2項にもとづいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか？(単数回答)						
	1. 条例によって議決事件を追加している	27 (79.4%)	1	3	2	9	12
	2. 条例によって追加している議決事件はない	7 (20.6%)	0	0	1	4	2
Q21 (2)	(1)で選択肢「1. 条例によって議決事件を追加している」を選択された議会に伺います。条例に基づき追加されている任意的な議決事件の中で、2019年1月1日～12月31日の間に議決した計画等があれば、その具体的な内容(議決した「総合計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「公共施設等総合管理計画」ほかの計画等の名称と、原案可決が修正可決かの種別など)をご記入ください。						
	※自由記入回答						
Q22 (1)	【議会による議案修正】2019年1月1日～12月31日の間に、首長側提出議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案、②首長等が一度提出した後、議員・議会等の意見等により、提出者が自ら取り下げ、出しなおし(誤字等の技術的な修正以外の内容にわたる修正)、その後、可決された議案は、何件ありましたか？(入力回答)						
	①否決された件数 0件	29 (85.3%)	1	3	3	12	10
	①否決された件数 1件	3 (8.8%)	0	0	0	0	3
	①否決された件数 2件	1 (2.9%)	0	0	0	1	0
	①否決された件数 8件	1 (2.9%)	0	0	0	0	1
	②再提出後可決された件数 0件	32 (94.1%)	1	3	3	13	12
②再提出後可決された件数 1件	2 (5.9%)	0	0	0	0	2	
Q22 (2)	2019年1月1日～12月31日の間に、首長側提出議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか？						
	①提出された修正案の件数 0件	26 (76.5%)	1	2	2	11	10
	①提出された修正案の件数 1件	5 (14.7%)	0	0	1	2	2
	①提出された修正案の件数 2件	3 (8.8%)	0	1	0	0	2
	②可決された修正案の件数 0件	32 (94.1%)	1	3	3	13	12
	②可決された修正案の件数 1件	1 (2.9%)	0	0	0	0	1
②可決された修正案の件数 2件	1 (2.9%)	0	0	0	0	1	
Q23 (1)	【議員提案条例】2019年1月1日～12月31日の間に、議員または委員会が提出した政策的な条例案(議会や議員にかかわるもの以外の、政策的な行政関係条例案)(※)の件数(内、可決された条例の件数)と具体的な条例案名等をお知らせください。						
	①提出された条例案 0件	29 (85.3%)	1	1	2	11	14
	①提出された条例案 1件	3 (8.8%)	0	0	1	2	0
	①提出された条例案 2件	1 (2.9%)	0	1	0	0	0
	①提出された条例案 3件	1 (2.9%)	0	1	0	0	0
	②可決された条例案 0件	32 (94.1%)	1	2	2	13	14
②可決された条例案 1件	2 (5.9%)	0	1	1	0	0	
③具体的な条例案名と議決態様(可決、否決、継続等)をご記入ください。(自由記入回答)							
Q23 (2)	(1)で回答いただいたものを含め、これまでに議会が立案・制定した政策条例(議員または委員会が提出した政策的な条例)に対して、条例施行後に、特別委員会を設置する方法により、議会としての点検・見直しを実施しましたか？(議会が立案・制定した政策条例のすべてを対象とした場合だけでなく、特定の政策条例のみを対象とした場合も含みます。)(複数回答)						
	1. 実施状況の点検、効果の検証を議会として行い、条例の改正を実施した	1 (2.9%)	0	0	0	1	0
	2. 実施状況の点検、効果の検証を議会として実施中である	2 (5.9%)	0	1	0	1	0
	3. 実施状況の点検、効果の検証を議会として行ったが、条例の改正は行わなかった	3 (8.8%)	0	1	1	1	0
	4. 議会による政策条例の立法経験はあるが、実施状況の点検、効果の検証は行っていない	15 (44.1%)	1	2	1	5	6
5. 議会による政策条例の立法経験がないため、議会としての評価・点検の実績はない	14 (41.2%)	0	0	1	5	8	
Q24	【議会によるパブリックコメント】2019年1月1日～12月31日の間に、議会としてパブリックコメントを行う機会は、ありましたか？(複数回答)						
	1. 議会基本条例に関するパブリックコメントを実施した	2 (5.9%)	0	0	0	2	0
	2. 議会基本条例以外での議会や議員にかかわる条例に関するパブリックコメントを実施した	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	3. 政策的な条例案(議会や議員にかかわるもの以外の、政策的な行政関係条例案)の制定・改廃に関するパブリックコメントを実施した	1 (2.9%)	0	1	0	0	0
	4. 「1.」～「3.」以外でのパブリックコメントを実施した	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	5. パブリックコメントは実施していない	31 (91.2%)	1	2	3	11	14
Q25 (1)	【政策討論の場】議会としての政策提案・立法活動を行っていくために、常任(特別)委員会以外に政策討論会、議員提案条例研究会等、特別な場を設置していますか？(単数回答)						
	1. 特別な場を、設置している	4 (11.8%)	0	2	1	1	0
	2. 特別な場は、設置していない(常任委員会、特別委員会などで対応している)	30 (88.2%)	1	1	2	12	14
Q25 (2)	(1)で「特別な場を、設置している」を選択された議会に伺います。2019年1月1日～12月31日の間に、具体的な開催実績はありましたか？(単数回答)						
	1. 開催実績はある	2 (5.9%)		0	1	1	
	2. 開催実績はない	2 (5.9%)		2	0	0	

質問項目		全体(割合)	県	政令指定都市	中核市 施行時 特例市	一般市	町村
Q26	【専門的知見活用・附属機関の活用等】2019年1月1日～12月31日の間に、附属機関や調査機関を設置しての調査検討や、専門的知見の活用、外部有識者等の助言を得る活動等を、議会として行ったことがありますか？(複数回答)						
	1. 地方自治法第100条の2にもとづく専門的知見の活用を行った	1 (2.9%)	0	0	0	0	1
	2. 議員以外に公募市民や外部有識者(学識者)等も参加する機関を設置して、調査検討を行った	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	3. 公募市民や外部有識者(学識者)等、議員以外で構成される機関を設置して、調査検討を行った	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	4. 専門的知見の活用や附属機関設置等は行っていない	33 (97.1%)	1	3	3	13	13
Q27	【事業・施策・計画の評価・点検】2019年1月1日～12月31日の間に、議会が委員会等の特別な場を設置して行政の事務・施策・計画の評価・点検を行いましたか？(行政が行った評価・点検結果を質疑等の資料としたものは、議会としての評価・点検の取り組みには含まないものとします)(複数回答)						
	1. 事務事業評価を行った	3 (8.8%)	1	0	0	1	1
	2. 施策評価を行った	1 (2.9%)	1	0	0	0	0
	3. 政策評価を行った	1 (2.9%)	1	0	0	0	0
	4. 自治体計画(※)の進捗評価を行った	2 (5.9%)	1	0	0	1	0
	5. まち・ひと・しごと創生法に基づく地方人ロビジョン策定を受けて、既存の「基本構想」(Q5参照)の評価・点検を行った	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	6. 「1.」～「5.」には該当しない方式での評価・点検を行った	1 (2.9%)	0	0	0	1	0
	7. 議会が評価・点検主体となる行政の評価・点検は行っていない	29 (85.3%)	0	3	3	10	13
◇ 特色ある議会改革の取り組みについて							
Q28 (1)	【SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等の取り組み】SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の利用について、議会として利用しているものはありますか？(複数回答)						
	1. 議会として Twitter アカウントを取得して利用している	4 (11.8%)	0	2	1	0	1
	2. 議会として Facebook アカウントを取得してページを開設している	9 (26.5%)	1	3	0	4	1
	3. 議会として LINE アカウントを取得してページを開設している	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	4. 議会として「1.」～「3.」以外の SNS サイト(Google+, Myspace, LinkedIn など)を開設している	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	5. 議会としてインターネット上での SNS は利用していない	23 (67.6%)	0	0	2	9	12
Q28 (2)	議会への市民参加あるいは議会と市民との協働として、議会「モニター」や議会「サポーター」等の制度を設ける議会が登場しつつあります。このような取組みについて実施しているものはありますか？(複数回答)						
	1. 議会運営に関する意見・改善提言を行うモニター・サポーター等の制度を導入している	1 (2.9%)	0	1	0	0	0
	2. 議案審議に対して当該議案への意見等を申し述べるモニター・サポーター等の制度を導入している	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	3. 議会の政策審議への専門的助言を行うモニター・サポーター等の制度を導入している	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	4. 議会議員と共に政策課題を審議検討するモニター・サポーター等の制度を導入している	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	5. 広報作成支援や議会報告会運営支援などを行うモニター・サポーター等の制度を導入している	1 (2.9%)	0	0	0	0	1
	6. モニター・サポーター等の制度を導入しているが、内容は「1.」～「5.」に該当しない	1 (2.9%)	0	1	0	0	0
	7. 議会としてモニター・サポーター等の制度は導入していない	31 (91.2%)	1	1	3	13	13
Q28 (3)	2019年1月1日～12月31日の間に行われた議会改革とその成果について、上記Q1～Q28(2)に回答したものの以外に注目すべきものがありましたら、お答えください。						
	※自由記入回答						
Q29 (1) ①	【新型コロナウイルス感染拡大のなかにあつての議会対応】新型コロナウイルスの感染拡大を受けてこの期間中(2020年1月～6月)での議会開催について、議会日程の変更などを行いましたか。(複数回答)						
	1. 特に変更はしていない	20 (58.8%)	1	1	1	6	11
	2. 日程を短縮するなどの変更をした、またその場合は具体的な日数変更の内容をご記入ください	12 (35.3%)	0	2	2	6	2
	3. 議会の開催をとりやめた	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	4. 新型コロナウイルス感染症対応に関連した補正予算等を議案とする臨時議会を開催した	10 (29.4%)	0	2	1	3	4
	5. その他の場合は、その内容をご記入ください	5 (14.7%)	0	0	0	4	1
Q29 (1) ②	1. 特に変更はしていない	20 (58.8%)	0	1	1	8	10
	2. 日程を短縮するなどの変更をした、またその場合は具体的な日数変更の内容をご記入ください	10 (29.4%)	1	2	1	2	4
	3. 議会の開催をとりやめた	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	4. 新型コロナウイルス感染症対応に関連した補正予算等を議案とする臨時議会を開催した	15 (44.1%)	0	2	1	7	5
	5. その他の場合は、その内容をご記入ください	3 (8.8%)	0	0	0	3	0
	3月議会での一般質問、本会議の傍聴、委員会の傍聴の取り扱いについてお伺いします。(複数回答)						
Q29 (2) ①	1. 2019年中と同じ方式で一般質問を実施した(人数制限・時間短縮は行っていない)	22 (64.7%)	1	1	2	7	11
	2. 質問者の人数を制限して実施した	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	3. 質問時間を2019年中より短縮して行った	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	4. 議会として「一般質問の取りやめ」を決定した(「6月議会への延期」を含む)	9 (26.5%)	0	1	1	5	2
	5. 議会運営委員会または会派代表者会議で「自主的な取り下げ」あるいは「自粛」を申し合わせた(申し合わせに同意しない議員だけが一般質問を行った)	1 (2.9%)	0	0	0	0	1
	6. 議会として一般質問をすべて「書面質問」で行うこととした	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	7. その他	2 (5.9%)	0	1	0	1	0
	8. 議場傍聴席への入場制限は行わなかった(2019年中と同じく傍聴可能とした)	24 (70.6%)	1	2	2	8	11
Q29 (2) ②	1. 感染防止の観点で議場傍聴席への入場者数制限を行った	2 (5.9%)	0	0	0	1	1
	2. 感染防止の観点から傍聴自粛を住民に呼びかけた	11 (32.4%)	0	1	2	6	2
	3. 感染防止の観点から議場にいても傍聴できるように新たに本会議のインターネット中継を始めた	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	4. 感染防止の観点で傍聴者のための別室を用意して映像・音声等で傍聴できるようにした	5 (14.7%)	0	1	1	1	2
	5. 感染防止の観点でマスコミ記者のみ傍聴可(住民は傍聴席に入れない)とする対応を取った	3 (8.8%)	0	0	1	1	1
	6. 感染防止の観点でマスコミ記者のみ傍聴可(住民は傍聴席に入れない)とする対応を取った	3 (8.8%)	0	0	1	1	1

質問項目		全体(割合)	県	政令指定都市	中核市 施行時 特例市	一般市	町村	
Q29 (2) (3)	委員3 月の 議会 傍聴	1. 委員会傍聴席への入場制限は行わなかった(2019年中と同じく傍聴可能とした)	21 (61.8%)	1	2	2	5	11
		2. 感染防止の観点で委員会傍聴席への入場者数制限を行った	3 (8.8%)	0	0	0	2	1
		3. 感染防止の観点から傍聴自粛を住民に呼びかけた	12 (35.3%)	0	1	2	6	3
		4. 感染防止の観点から議場にいらなくても傍聴できるように新たに本会議のインターネット中継を始めた	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
		5. 感染防止の観点で傍聴者のための別室を用意して映像・音声等で傍聴できるようにした	5 (14.7%)	0	1	1	3	0
		6. 感染防止の観点でマスコミ記者のみ傍聴可(住民は傍聴席に入れない)とする対応を取った	3 (8.8%)	0	0	1	1	1
Q29 (3) (1)	一6 般月 議 問 会	6月議会での一般質問、本会議の傍聴、委員会の傍聴の取り扱いについてお伺いします。(複数回答)						
		1. 2019年中と同じ方式で一般質問を実施した(人数制限・時間短縮は行っていない)	11 (32.4%)	1	2	0	4	4
		2. 質問者の人数を制限して実施した	6 (17.6%)	0	1	0	2	3
		3. 質問時間を2019年中より短縮して行った	12 (35.3%)	0	0	2	5	5
		4. 議会として「一般質問の取りやめ」を決定した(「6月議会への延期」を含む)	2 (5.9%)	0	0	1	0	1
		5. 議会運営委員会または会派代表者会議で「自主的な取り下げ」あるいは「自粛」を申し合わせた(申し合わせに同意しない議員だけが一般質問を行った)	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
		6. 議会として一般質問をすべて「書面質問」で行うこととした	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
		7. その他	7 (20.6%)	0	0	1	3	3
Q29 (3) (2)	本 会 6 議 月 の 議 傍 会 聴	1. 議場傍聴席への入場制限は行わなかった(2019年中と同じく傍聴可能とした)	10 (29.4%)	1	0	1	5	3
		2. 感染防止の観点で議場傍聴席への入場者数制限を行った	14 (41.2%)	0	1	1	4	8
		3. 感染防止の観点から傍聴自粛を住民に呼びかけた	17 (50.0%)	0	2	2	7	6
		4. 感染防止の観点から議場にいらなくても傍聴できるように新たに本会議のインターネット中継を始めた	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
		5. 感染防止の観点で傍聴者のための別室を用意して映像・音声等で傍聴できるようにした	5 (14.7%)	0	1	1	1	2
		6. 感染防止の観点でマスコミ記者のみ傍聴可(住民は傍聴席に入れない)とする対応を取った	1 (2.9%)	0	0	1	0	0
Q29 (3) (3)	委 員 会 6 議 月 の 議 傍 会 聴	1. 委員会傍聴席への入場制限は行わなかった(2019年中と同じく傍聴可能とした)	12 (35.3%)	1	0	2	3	6
		2. 感染防止の観点で委員会傍聴席への入場者数制限を行った	6 (17.6%)	0	1	0	2	3
		3. 感染防止の観点から傍聴自粛を住民に呼びかけた	18 (52.9%)	1	2	2	7	6
		4. 感染防止の観点から議場にいらなくても傍聴できるように新たに本会議のインターネット中継を始めた	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
		5. 感染防止の観点で傍聴者のための別室を用意して映像・音声等で傍聴できるようにした	10 (29.4%)	0	1	1	7	1
		6. 感染防止の観点でマスコミ記者のみ傍聴可(住民は傍聴席に入れない)とする対応を取った	1 (2.9%)	0	0	1	0	0
Q29 (4)		新型コロナウイルスの感染拡大を受けてこの期間中(2020年1月~6月)に、コロナ対応に関連した専決処分の報告はありましたか。(単数回答)						
		1. コロナ対応に関連した専決処分の報告はなかった	10 (29.4%)	0	2	1	2	5
		2. コロナ対応に関連した専決処分の報告があった	24 (70.6%)	1	1	2	11	9
		コロナ対応に関連した専決処分の報告があった場合は、その内容をご記入ください(自由記入回答)						
Q29 (5)		新型コロナウイルス感染症対応に関連して、新たに委員会・協議会等を設置しましたか。(複数回答)						
		1. 議会基本条例や災害対策要綱に基づく既存の災害対策会議等で対応した	7 (20.6%)	0	1	0	5	1
		2. 新たに新型コロナに対応する委員会・協議会を設置した	5 (14.7%)	1	2	1	1	0
		3. 委員会条例に基づく既存の常任委員会・議会運営委員会等で対応した	11 (32.4%)	0	0	2	5	4
		4. 特に対応していない	12 (35.3%)	0	0	0	3	9
		新たに委員会・協議会など会議を設置した場合、その名称をご記入ください(自由記入回答)						
Q29 (6)		議会独自にBCP(業務継続計画)を定めていますか。(単数回答)						
		1. 2019年12月31日以前に定めた	5 (14.7%)	0	1	1	2	1
		2. 2020年1月1日以降に定めた	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
		3. 定めていない	29 (85.3%)	1	2	2	11	13
Q29 (7)		(6)でBCP(業務継続計画)を定めているとお答えの議会にお伺いします。2020年1月1日~6月30日の間に、新型コロナウイルス対応として、BCPの改定を行いましたか。(単数回答)						
		1. 改定した	1 (2.9%)		0	1	0	0
		2. 改定しなかった	4 (11.8%)		1	0	2	1
		改定した場合の改定内容をご記入ください(自由記入回答)						
Q29 (8)		2020年1月1日~6月30日の間に、新型コロナ対応に関連して議員個人や会派主催ではなく、議会主催の意見交換会、懇談会、議会報告会等、議会として市民と直接対話する機会を設けましたか。(単数回答)						
		1. 設けた	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
		2. 設けなかった	34 (100.0%)	1	3	3	13	14
Q29 (9)		(8)で議会として市民と直接対話する機会を設けた場合、どのような機会として設定されたものかお答えください。(複数回答)						
		1. 議会報告会として	0 (0.0%)					
		2. 特定の団体等との意見交換・懇談会として	0 (0.0%)					
		3. 住民の誰もが参加できる場として	0 (0.0%)					
		4. 特定テーマについて市民との意見交換の場として	0 (0.0%)					
Q29 (10)		今回の新型コロナウイルス感染症への対応等について、議会として行政に対して要望書、意見書等の提出はしましたか。(単数回答)						
		1. 提出した	19 (55.9%)	1	2	2	7	7
		2. 提出していない	15 (44.1%)	0	1	1	6	7

質問項目		全体（割合）	県	政令 指定 都市	中核市 施行時 特例市	一般市	町村
Q29 (11) ①	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「Zoom」等のソフトウェアを使ったオンライン会議が企業や教育機関等各所で開催されました。また、2020年4月30日付で総務省から地方公共団体における議会の委員会の開催方法について、オンライン会議での開催も差し支えないといった通知も発出されました。2020年1月1日～6月30日の間の貴議会における条例・規則に基づく会議でのオンラインシステムの活用状況をお聞かせください。オンライン会議システム（Zoom等）のソフトウェア利用契約をしていますか。（単数回答）						
	1. 2019年12月31日以前から契約している	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	2. 2020年1月～3月の間で契約した	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	3. 2020年4月～6月の間で契約した	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	4. 契約していない	34 (100.0%)	1	3	3	13	14
Q29 (11) ②	対象期間中にオンラインシステムを用いた会議を開催しましたか。（単数回答）						
	1. 開催した	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	2. 開催しない	34 (100.0%)	1	3	3	13	14
Q29 (11) ③	オンライン会議を開催した場合、会議規則等を改正しましたか。（単数回答）						
	1. 改正した	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	2. 改正しない	18 (52.9%)	1	2	2	5	8
Q29 (11) ④	会議以外でのオンラインによる議会としての打ち合わせは行いましたか。（単数回答）						
	1. 行った	6 (17.6%)	0	1	0	3	2
	2. 行わない	28 (82.4%)	1	2	3	10	12
Q29 (11) ⑤	この間の新型コロナウイルス感染症への対応をきっかけに、将来に向けオンライン会議の開催、オンラインシステムの活用について検討する予定はありますか。（単数回答）						
	1. 検討する予定	16 (47.1%)	1	2	2	6	5
	2. まだ検討しない	18 (52.9%)	0	1	1	7	9
Q29 (12) ①	オンラインシステムの活用に関して貴議会での通信環境についてお伺いします。議会棟にWi-Fiは設置されていますか。（単数回答）						
	1. 2019年12月31日以前から設置されている	19 (55.9%)	1	2	3	7	6
	2. 2020年1月～3月の間で設置した	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	3. 2020年4月～6月の間で設置した	2 (5.9%)	0	1	0	0	1
	4. 設置を決定したが（予算措置はされたが）未だ工事が行われていない	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	5. 設置の予定はない	13 (38.2%)	0	0	0	6	7
Q29 (12) ②	タブレット端末などの通信機器を、議会として議員に配布していますか。（単数回答）						
	1. 2019年12月31日以前から配布している	13 (38.2%)	1	2	1	7	2
	2. 2020年1月～3月の間で配布した	1 (2.9%)	0	0	0	0	1
	3. 2020年4月～6月の間で配布した	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
	4. 配布は決定されたが（予算措置はされたが）未だ配布されていない	2 (5.9%)	0	0	0	1	1
	5. 配布の予定はない	18 (52.9%)	0	1	2	5	10

編集後記

諸事情により、本号のお届けが遅くなったこととお詫び申し上げます。

新型コロナウイルスの感染「第3波」の直中で、「経済と感染抑制の両立」という難題を前に、首相も知事も「決定」を躊躇し、両すくみの状態が続いてきた。感染拡大に歯止めがかからない中、世論に押される形で、GoToトラベル事業が全国で一時停止されることになった。コロナ禍という未曾有の危機に直面し、政治・行政の果たすべき役割が問われ続けた一年であったように思う。

自治体議会においては、コロナ禍の中、住民代表機関、行政監視機関として、いかにしてその役割を果たすか、模索が続けられた。そのことは、本号で取り上げた「自治体議会運営実態調査2020」の結果からも読み取れる。本号掲載の長野論文は、コロナ禍対応における一般質問に関する議会の選択の分析を通じて、「討議する議会」という「文化」の形成の重要性が自治体議会の課題として示唆されるとした。

なるほど、迅速かつ的確な判断が求められる「有事」のときこそ、知恵を出し合い、それをまとめ上げる必要があり、そのためには、自由闊達に討議できる環境が決定的に重要となろう。ただ、それは一朝一夕に実現できるものではない。コロナ禍というピンチを変革のチャンスと捉え、「討議する議会」の「文化」をいかに形成し、住民の負託に応えていくことができるか、各自治体議会の腕の見せ所である。

(野口 鉄平)

2020年12月25日

自治研かながわ月報第187号（2020年12月号，通算251号）

発行所	公益社団法人	神奈川県	地方自治研究センター	
発行人	佐野 充	編集人	大沢 宏二	定価1部 500円
〒232-0022	横浜市南区高根町1-3		神奈川県地域労働文化会館4F	
	☎045(251)9721		FAX 045(251)3199	
	http://kjk.gpn.co.jp/		E-mail:kjk@gpn.co.jp	

☆センターのウェブサイト (<http://kjk.gpn.co.jp/>) をご利用下さい。→



会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月 1,000 円、賛助会員月 700 円のどちらかを選び、1 年分をそえてお申しこみください。
3. 詳細は自治研センター事務局
☎ 045(251)9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A 5 版・80 ページ程度・定価 762 円+税) が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。